「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（総論編）」について

標記の手引書は、社団法人中央畜産会が、独立行政法人農畜産業振興機構の畜産振興事業（食肉処理衛生管理向上等推進事業）において検討・作成したものです。

牛肉販売業者等においては、平成１６年１２月から「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する法律」に基づき牛の個体識別番号の表示等が義務化となります。

この手引書は、関係事業者の方々の法律に定められた事項の実施に向けた検討に際し参考となるものと考え、農林水産省のホームページに掲載しました。

関係事業者、団体の皆様におかれましては、この手引書の活用等により国産牛肉トレーサビリティに適切に取り組まれ、消費者に対する国産牛肉の安全・安心を確保されますようお願いいたします。

問合せ先
農林水産省　電話03-3502-8111（代表）
〈制度関係〉消費・安全局衛生管理課　磯貝　田中　池田（内線3211～3213）
〈食肉全般〉生産局畜産部食肉鶏卵課　小林　岡　（内線3994　3995）

〈手引書関係〉社団法人中央畜産会　電話03-3581-6710

国産牛肉トレーサビリティ導入手引書

（総 論 編）

平成 15 年 12 月

社団法人　中央畜産会

国産牛肉トレーサビリティ導入手引書(総論編)

目　　次

頁

1. はじめに …… 1
2. トレーサビリティの意義 …… 2
3. 本手引書の位置付け・適用範囲 …… 3
4. トレーサビリティの対象 …… 3
　（1）識別対象牛肉
　（2）対象業種・事業者
5. 関係法規・規約 …… 4
　（1）「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」
　（2）その他の関連法規等
6. トレーサビリティと用語の定義 …… 5
　（1）国産牛肉のトレーサビリティ（追跡可能性）
　（2）用語の定義
7. トレーサビリティで事業者が行う内容 …… 7
　（1）牛肉の識別と情報管理および伝達 …… 7
　（2）管理責任者の設置と検査 …… 11
　（3）情報の管理方法・数量管理・保存期間 …… 12
　（4）情報の伝達方法 …… 14
　（5）ロット管理等 …… 19
　（6）原産地・種別等の情報伝達と表示 …… 21
8. トレーサビリティ導入・確立の留意点 …… 23
　（1）現状の把握と取引関係先との連携 …… 23
　（2）取り組み目標の設定と手段の選択 …… 24
　（3）トレーサビリティの運営実施 …… 25
9. 付加情報について …… 26
10. 情報の伝達・表示・管理の事例 …… 27
　（1）段階別情報伝達・表示の事例 …… 28
　（2）情報管理の事例 …… 37
11. 参考資料 …… 42
　（1）識別対象牛肉とその規格 …… 42
　（2）国産牛肉の主な流通図・個体識別とロットの図解 …… 43
12. 事業推進体制 …… 48
13. 委員会と委員名簿 …… 49

＜巻末資料＞
　（1）トレーサビリティの手段・システムの電子化について …… 50
　（2）牛肉トレーサビリティ関連法規・規程一覧 …… 64

国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（総論編）

１．はじめに

食品の安全をめぐる消費者の関心はきわめて高い。農業・食品産業においてはHACCPを始めとしたさまざまな品質管理方法により、消費者に安全な食品を提供する努力が払われている。

しかし消費者に食の安心を提供するためには、衛生面に重きをおいたこれらの手法だけでは不十分であり、いまや、その食品の生産、製造および流通上の透明性を確保することが、消費者の信頼を得るために必要不可欠となっている。

トレーサビリティシステム（以下「トレーサビリティ」という）の確立は、このような透明性を確保する手段の一つである。

平成13年には、国内で初めての牛海綿状脳症（BSE）が発生し、それを契機に畜産の分野では「飼料」と「牛肉」のトレーサビリティの確立がもとめられるようになった。

その後、食肉流通業者や食品スーパーでの食肉の表示違反が社会問題となり、食肉業界では消費者の食肉に対する信頼回復が緊急の課題となっている。

平成14年には、国内で飼養されている牛に個体識別番号が記載された耳標のとりつけ作業が終わり、農林水産省による「牛個体識別台帳」が作成された。10月からはインターネットによってその情報にアクセスできる体制が整えられている。

平成15年6月には「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（以下「牛肉トレーサビリティ法」という）が成立し、関係政省令などが制定されている。

平成15年12月より牛肉トレーサビリティ法が生産段階で施行され、平成16年12月からはと畜以降の流通段階でも施行される。これをふまえて各段階でトレーサビリティのマニュアル等の作成が急がれている。

この「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（総論編）」は、平成14年度に「国産牛肉トレーサビリティ実施ガイドライン（中間報告）」としてまとめられたものに、所要の検討を加えたものである。

本書は国産牛肉のトレーサビリティを実施するための基本的な手順を示したものである。この総論編のほかに「と畜場編」「部分肉加工場編」「食肉小売店舗編」「外食一般店舗編」「焼肉店舗編」などの手引書の作成が予定されており、本手引書とあわせてトレーサビリティ導入・実施の際の参考資料としていただききたい。

また本書は、法律で定められた必要最小限の事項にとどまらず、信頼性が高く、効率的なトレーサビリティの導入を図るために、トレーサビリティの在るべき姿を記述している部分も多く、その点をご留意のうえ積極的に活用されたい。

２.トレーサビリティの意義

（１）トレーサビリティにより食品の流通全般にわたる過程の情報の透明性･遡及性を確保するとともに、従来から取り組まれている HACCP 等の食品衛生のための手法と一体となって､食品の安全を確保し､消費者の信頼を高めることに資する。

（２）生産･製造･流通の各段階で商品情報とその商品に関する付帯情報を追跡することによって

① その商品の安全性などを脅かす事故が生じた際の原因究明や、商品の追跡・回収が容易になる。したがって、消費者の被害を最小限におさえ、生産・加工・流通全般にわたる経済的損失を最小限に止めることができる。

② 情報を蓄積することにより、各段階における事故の未然防止・再発防止に寄与することができる。

（３）国産牛肉のトレーサビリティについては、上記（１）（２）に加えて

① 牛肉の表示の信頼性確保がはかられ、また消費者への牛肉に関する情報量が増えることにより、国産牛肉の消費拡大に寄与する。

② 牛肉のきめ細かい販売管理、在庫管理等ができる。

③ 牛肉の生産・加工・流通にたずさわる業者間の信頼関係を増進し、公正な取引に寄与する。

３．本手引書の位置付け・適用範囲

ここに示した内容は、国産牛肉のトレーサビリティを実施するにあたっての基本的な手順を示したものである。個々の食肉関係業者がトレーサビリティを企画立案する際の原則を示し、より効果的な取り組みができるようにするための指針である。

- 本手引書は、国産牛肉にかかわる生産から消費までの全行程のトレーサビリティを実現するために、国産牛肉のと畜段階から最終消費者への製品の販売までの手順を記述している。
（生産者段階での情報管理、情報の登録等にはふれていない。）

- 本手引書は国産牛肉のトレーサビリティを実施するための基本的な手順を示したものである。このほかに下記のように各段階ごとの手引書が作成されることになっており、本手引書とあわせてトレーサビリティ導入・実施の際の参考資料としていただききたい。

国産牛肉トレーサビリティ導入手引書

「と畜場編」　（「全国食肉センター協議会」作成）
「部分肉加工場編」　（「全国食肉センター協議会」作成）
「食肉小売店舗編」　（「全国食肉事業協同組合連合会」作成）
「外食一般店舗編」　（「社団法人　日本フードサービス協会」作成）
「焼肉店舗編」　（「事業協同組合　全国焼肉協会」作成）

- トレーサビリティは、各関係業者がその事業規模などに応じて具体的に取り組むことになるが、情報のシステム化が進行していることもあり、システムの電子化についてもあわせて記述することとした。

４．トレーサビリティの対象

（１）　識別対象牛肉

牛個体識別台帳に記録されている牛に由来する牛肉。（牛肉トレーサビリティ法では「特定牛肉」と表現されている）

①生産段階

生体

②と畜段階

生体・枝肉

③部分肉製造・卸売段階

枝肉・大分割部分肉（骨付き部分肉）・部分肉（小分割部分肉をふくむ）・牛正肉

④小売段階

精肉

注：識別対象牛肉の枝肉の規格・部分肉の名称等の例示については、参考資料４２頁の「識別対象牛肉とその規格」を参照されたい。

（２） 対象業種・事業者

牛肉の製造・処理・加工・流通・販売を担う企業、団体、個人

①と畜段階

食肉市場（中央・地方）、産地食肉センター、その他のと畜場

②部分肉製造・卸売段階

食肉卸売業者（食肉市場仲卸、買参者をふくむ）、食肉加工メーカー、食肉商社、食肉処理業者、精肉製造業者

③小売段階

精肉パック工場、食肉専門小売店、食品スーパー、チェーンストアー店舗（食肉売り場）、生活協同組合店舗（宅配業務をふくむ）

注：法でいう「特定料理提供業者」である「焼肉店」・「しゃぶしゃぶ店」・「すき焼き店」・「ステーキハウス」の事業者も対象となるが、本書では取り扱っていない。「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（外食一般店舗編）」「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（焼肉店舗編）」を参照されたい。

５． 関係法規･規約

（１） 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」

（６４頁に法律、省令などの比較表を掲載しているので参照されたい。）

（２）　その他の関連法規等

①「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」

②「食品衛生法」

③「不当景品類及び不当表示防止法」

・「不当景品類及び不当表示防止法」の規定を受けて、公正取引協議会が定める公正競争規約

④「計量法」

６．　トレーサビリティと用語の定義

（１）　国産牛肉のトレーサビリティ（追跡可能性）

「国産牛肉の生産、処理・加工、流通・販売のフードチェーンの各段階で牛肉とその情報を追跡し、また遡及できること」

注：川下方向へ追いかけるとき追跡といい、川上方向にさかのぼるとき遡及という。

（２）　用語の定義

①　識別

個体識別番号やロット番号などにより、牛の個体や牛肉の個体製品・ロットの製品、事業者、場所を特定できること。

②　識別単位

識別するときの単位。個体・個体製品やロットなどであり、牛肉流通の各段階において、牛肉の形や包装方法が変わるとき、識別単位が変わる場合がある。

③　個体識別番号

独立行政法人家畜改良センターが管理する国産牛の番号であり、全国で飼養されているすべての牛が対象とされ、重複のない生涯唯一の固有の番号。末尾のチェックデジットを含めて１０桁。

伝票やラベルなどには、「個体識別番号」と表記する。

④　内部識別番号

各段階の事業者が製造・保管・販売等の管理のために使用する識別番号（下記の例を参照）で、単一の番号を使用する。同日に同一番号を使用しない。その際、個体識別番号との照合ができるようにしておく。

例　：と畜受付番号（２３、２４、２５）、枝肉番号（１１２３右）
部分肉製造番号（１１２３右、左）、工場バッチ番号
冷蔵保管番号、在庫ロット番号
精肉製造ロット番号、工場バッチ番号

⑤　耳標

１０桁の個体識別番号をその算用数字とバーコードによって表記した牛の生体を識別するためのもの。牛の両耳に生産農家によって装着される。
＜耳標のサンプル＞

⑥　家畜改良センター

全国の個体識別番号のデータを管理する独立行政法人。生産農家からの届出により個体識別番号のほか、下記情報のデータを管理し**牛個体識別台帳**を作成する。
インターネットによりアクセスすることができる。
(インターネット・アドレス：ｈｔｔｐ／／ｗｗｗ．ｎｌｂｃ．ｇｏ．ｊｐ／　または　ｈｔｔｐ／／ｗｗｗ．ｌｉｎ．ｇｏ．ｊｐ／)

情　報　項　目	備　　考
１．個体識別番号	
２．出生年月日（または輸入年月日）	
３．性別	
４．種別	
５．母牛の個体識別番号	輸入された牛は除く
６．管理者（飼養者・所有者）の氏名（または名称）、住所、管理開始年月日	管理者の氏名・住所は当該者が同意した場合に限り公表
７．飼養施設の所在地、飼養開始年月日	都道府県名を公表、所在地は当該者が同意した場合に限り公表
８．と畜場名（名称）、所在地、と畜年月日（死亡または輸出年月日）	と畜場名、所在地は、当該者が同意した場合に限り公表
９．輸出・輸入国名、輸出・輸入者の氏名（または名称）、住所	輸出・輸入者の氏名（または名称）、住所は当該者が同意した場合に限り公表

⑦　ロット

ほぼ同一の条件下において製造または包装された牛肉の各段階での取扱い単位のこと。ロットの構成要素は各段階で異なる。牛肉トレーサビリティ法では、ロットは「荷口番号」と表現されている。（ロットについての詳細は、１９頁を参照されたい。）

⑧　事業者

牛肉のと畜、枝肉・部分肉・精肉の製造、流通、販売の担い手のこと。具体的には食肉市場会社、産地食肉センター、生産者団体、食肉メーカー、食肉卸・小売企業、食肉小売店などである。

⑨　データ

記録された情報のこと。

⑩　製造

原料を加工して製品とすること。

本報告書では枝肉から部分肉にすることを部分肉製造、部分肉から精肉にすることを精肉製造と表現している。
（食品衛生法上では、製造を**加工**、製造日を**加工日**、製造場所を**加工所**、製造者を**加工者**と表記することとなっている。）

７．　トレーサビリティで事業者が行う内容

（１）牛肉の識別と情報管理および伝達

①事業者は、下記に示した情報を管理し、伝達すべき情報の伝達を行う。

②情報の管理と伝達は、流通（販売）されている国産牛肉（識別対象の牛肉）がどのような過程を経てそこに存在しているか、また、流通先のどこに存在するかを把握することを目的としており、以下のことを行う。

ア．事業者が購入する牛肉について、何を（個体識別番号またはロット番号）、いつ（年月日）、どこから（誰から）、いくつ（重量）仕入れ（購入し）たか、対応づけて記帳しておく。

イ．事業者内で製造する牛肉について、何を（個体識別番号またはロット番号）、いつ（年月日）、どこで、いくつ（重量）、製造したか、対応づけて記帳しておく。

ウ．事業者が販売する牛肉について、何を（個体識別番号またはロット番号）、いつ（年月日）、どこに（誰に）、いくつ（重量）販売したか、対応づけて記帳しておく。

エ．ロットを形成した事業者は、ロット番号を製品に付番し、そのロットを構成する個体識別番号の情報を管理する。

オ．記帳に代えて、以上のことを記録した販売伝票などや情報機器のデータを管理することでもよい。

＊ 小売段階での不特定多数の者（最終消費者）への販売については、どこにといくつは必要ない。

＊小売段階にあっても学校給食・産業給食などへの卸売業務であって、売渡しの相手方が特定されている場合には、販売日ごとに、何を（個体識別番号またはロット番号）、どこに、いくつなどの販売の記録（記帳）をし管理する。

以下、各段階での**管理すべき情報と伝達すべき情報**を示す。

○と畜段階　（食肉市場・産地食肉センター・その他のと畜場）

識別単位	作業内容	トレーサビリティでの管理すべき情報
生体	搬入	１．耳標装着（搬入枝肉の場合は個体識別番号ラベル等の貼付）を確認し、出荷伝票（搬入伝票）等に記載の個体識別番号ならびに家畜個体識別センターで管理されたデータと照合し、照合された**個体識別番号の記録** ２．**搬入日・出荷者名・搬入者名・重量**
生体 枝肉	と畜 解体	１．内部識別番号（枝肉番号）を付与し、**内部識別番号と対応づけられた個体識別番号の記録** ２．**と畜日**　　＊内部識別番号を使用せずに個体識別番号のみで管理する場合もある。
枝肉	卸売（出荷）	１．**個体識別番号** ２．**枝肉重量・販売日・販売先名**
伝達すべき情報　・・・・個体識別番号とその枝肉重量		

注：詳細は「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（と畜場編）」を参照されたい。

○部分肉製造段階・卸売段階（産地食肉センター・卸売会社の部分肉製造工場等）

識別単位	作業内容	トレーサビリティでの管理すべき情報
枝肉 部分肉	仕入れ	１．枝肉、部分肉のラベル記載の識別番号と購入伝票を照合し、照合した**個体識別番号の記録** ＊箱(ダンボール)入りの部分肉で仕入れて、開封せずに販売する場合は、箱に貼付されたラベルと購入伝票とを照合し、個体識別番号を記録する。 ２．**仕入枝肉（仕入部分肉）重量・仕入先名**（枝肉の場合はと畜場名、部分肉の場合は製造工場名）**・仕入日**
枝肉 部分肉	製造	１．内部識別番号（製造番号、ロット番号）を付与し、**内部識別番号と対応づけられた個体識別番号の記録** ２．**部分肉製造日・部分肉製造（製品）重量** ＊内部識別番号を使用せずに個体識別番号のみで管理する場合もある。
部分肉	販売 （出荷）	１．**個体識別番号** ２・**部分肉部位別販売重量・販売日・販売先名**
伝達すべき情報・・・・・・個体識別番号（またはロット番号）とその部分肉重量		

注：詳細は「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（部分肉加工場編）」を参照されたい。

○精肉製造（店舗外）段階　（チェーンストアーや食肉加工メーカーのパックセンター等）

識別単位	作業内容	トレーサビリティでの管理すべき情報
部分肉	仕入れ	１．部分肉ごとのラベル記載の識別番号と購入伝票を照合し、照合した**個体識別番号またはロット番号の記録** ２．**仕入部分肉重量・仕入先名・仕入日**
部分肉 精肉	精肉製造	１．内部識別番号（製造番号、ロット番号）を付与し、**内部識別番号と対応づけられた個体識別番号の記録** ２．**精肉製造日・精肉製造重量**（商品別パック数量でもよい） ＊内部識別番号を使用せずに個体識別番号のみで管理する場合もある。
精肉	販売等 （配送先）	１．**個体識別番号** ２．**精肉販売重量**（商品別パック数量でもよい）・**販売日・販売先名**（または配送日・配送先店舗名）
伝達すべき情報・・・・個体識別番号またはロット番号とその精肉重量(またはパック数)		

注：詳細は「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（食肉小売店舗編）」を参照されたい。

○精肉製造（店舗内）および小売段階（食肉専門小売店、食品スーパー、チェーンストアー・生活協同組合店舗など）

識別単位	作業内容	トレーサビリティでの管理すべき情報
部分肉	仕入れ	１．部分肉ごとのラベル記載の識別番号と購入伝票とを照合し、照合した**個体識別番号またはロット番号の記録** ２．**仕入部分肉重量**（パック仕入れ商品は、商品別パック数量でもよい）・**仕入先名・仕入日**
部分肉 精肉	精肉製造	１．内部識別番号（製造番号、ロット番号）を付与し、**内部識別番号と対応づけられた個体識別番号の記録** ＊内部識別番号を使用せずに個体識別番号のみで管理する場合もある。
伝達すべき情報・・・・・個体識別番号またはロット番号とその問合わせ先		

注：詳細は「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（食肉小売店舗編）」を参照されたい。

（2）管理責任者の設置と検査

①　管理責任者の設置

各段階の各事業所（製造工場等を含む）に管理責任者をおき、各段階で必要な情報の管理、確認を、次のとおり行う。

ア．トレーサビリティの伝達情報が仕入先から伝達されてきているか、また、販売先に伝達されているかを確認する。
小売店の場合、商品（精肉）と店頭表示（プライスカード・表示ボード・パックラベル等）が正しく対応して個体識別番号またはロット番号を表示しているかを確認する。

イ．識別対象牛肉と個体識別番号が記載されている文書（伝票等）の照合を行う。また内部識別番号を用いる場合には仕入（入荷）・製造・販売(出荷)の各時点で個体識別番号との対応を確認する。

ウ．トレーサビリティの各段階別管理情報の記帳（電子機器の場合はデータの入力）が正しく行われているかを確認する。

エ．販売先などからのトレーサビリティの管理情報についての問い合わせに答えるとともに、トレーサビリティにかかわる問題が生じた場合等に受けた情報の記録を行う。

②　外部立ち入り検査

トレーサビリティ法に基づく農水省職員による「立ち入り検査」には、管理責任者が対応する。

③　自主検査等

- 各事業所ではチェックリストなどを作成し、下記の頻度でチェックを行う。
  上記　①のアとイについては毎日その都度
  上記　①のウについては月に１度
  上記　①のエについては随時

- 事業所を統括する本社等がある場合には「内部自主検査手順書」等により検査基準を決定・作成し、検査計画・検査記録などを作成することが望ましい。

- 事業者の規模によっては、外部検査機関に依頼して検査を実施することも消費者の信頼を得るために有効である。

（３）情報の管理方法・数量管理･保存期間

①　管理方法

トレーサビリティで必要な情報管理は、日常の業務管理（仕入、製造、販売等）と一体となって行われることとなる。各事業者は、流通先からの問合せや、問題が生じた場合に**正確な情報を迅速**に取り出せるように、牛肉とその仕入先および販売先の情報を、下記のような台帳・日報を工夫しながら整理して記録し、管理しておくことが必要である。

ア.　仕入台帳（仕入データ）
イ.　加工作業日報（加工データ）
ウ.　販売台帳・在庫管理台帳（販売管理データ）等

②　数量管理

仕入量・製造量・販売数量（重量）などの数量管理は、個体識別番号の取り違えなど、人為的な間違いを日常業務のなかで監視し、見逃さないために必要な事項である。

例えば、枝肉製造・部分肉製造・精肉製造の過程の一部においては、対象牛肉にその識別ラベルが貼付されずに作業が進められることがある。これらの空白時間での個体識別番号とそれに対応する牛肉との取り違え（以下、「個体識別番号の取り違え」という）を防ぐための努力（作業指示書や簡易メモ等の活用）をするとともに、製造前の原料重量と製造後の製品重量（販売する製品の重量）を記録し、両者の比較検証、数量管理を行う。

数量管理の手法は、発展しつつある情報技術の活用や事業者の創意工夫によって改善されていくべきである。各事業者の事業環境に応じて多様であり、画一的な手法はない。

ア．と畜・部分肉製造・卸売段階

製造過程で枝肉タグ・作業指示書などの添付、部分肉簡易シール（ラベル）・メモ等の添付により個体識別番号の取り違えを防ぐための努力をするとともに、個体識別番号ごとの仕入量と製造量（または販売量）を記帳（電子機器のデータでもよい）し、比較検証する。

数量管理は、と畜段階では生体から枝肉への標準的な歩留り、部分肉製造段階では、枝肉から部分肉への規格別の標準的な歩留りを参考にして検証する。

仕入量と製造量の比較は概算でよい。整形脂肪の量、骨の量などはいちいち厳密に計量し、記帳する必要はない。

イ．精肉製造（店舗外）段階：パックセンター等

製造過程のトレーなどに作業指示書の添付、バーコードシールの貼付により個体識別番号の取り違えを防ぐ努力をするとともに、個体識別番号（またはロット番号）ごとの部分肉の仕入量と製造量（パック数量・販売数量）を記帳（電子機器のデータでもよい）し、比較検証する。

数量管理は、部分肉の規格ごとの精肉歩留りを参考にして検証する。

仕入量と製造量の比較は概算でよい。整形脂肪の量などはいちいち厳密に計量し、記帳する必要はない。

ウ．精肉製造（店舗内）および小売段階：食肉専門小売店等

小売段階にあっても、トレーサビリティの信頼性を確保するためには、部分肉仕入数量、精肉製造数量を把握しておくことが必要である。しかし、現段階では精肉製造数量の把握が困難である小売店も多くあり、今後これらの管理を効率的に行う方法を見出すべく、関係者の間で引き続き検討を加えていくべきである。

＊小売段階にあっても学校給食・産業給食などへの卸売業務であって、売渡しの相手方が特定されている場合には、販売日ごとに、何を（個体識別番号またはロット番号）、どこへ、いくつなどの販売記録（記帳）を管理する。

③　保存期間

各段階別の伝達情報および各段階別の管理情報は 1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 2 年間保存しなければならない。

なお、閉鎖する時期や保存する期間は事業体（企業）の事業（会計）年度に合わせることでよい

- 保存書類は、個体識別番号（またはロット番号）ごとの仕入業務（いつ、どこから、いくつ）・製造作業（いつ、どこで、いくつ）および販売業務（いつ、どこへ、いくつ）を把握できる書類のみでよい。

- 小売段階の販売業務にあっては、どこへおよびいくつに関する情報の保存は必要ない。

- 保存書類として、仕入伝票、販売伝票、納品伝票、在庫一覧表、製造記録などの**帳票類すべてを保存することではない**。電子機器にこれらのデータを保存しておくことでもよい。

（4）情報の伝達方法

各段階別の前の段階からの情報の受信・確認さらに事業者内および次の段階への情報伝達は、手書きの文書（販売伝票等）と情報機器を活用した文書（バーコードラベル等）のいずれでもよい。ただしいずれの場合も、文書（情報）と商品（枝肉、部分肉、精肉）とが一体になって伝達されなければならない。
段階別の伝達方法を、主に情報機器を活用した方法と、主に手書きの文書による方法に分けて下記に示しているが、**その両方のいずれかによる方法**でよい。

① と畜段階（食肉卸売市場、産地食肉センター等）

と畜段階から次の段階（部分肉製造段階等）へは、販売伝票（受渡票等）と枝肉の半丸ごとに個体識別番号を書いた文書（ラベル）を貼付して情報伝達することを基本とする（枝肉半丸ごとに食用インキで記載することでもよい）。枝肉に個体識別番号にかえて内部識別番号（枝肉番号）を記載する場合は、販売伝票に内部識別番号（枝肉番号）と個体識別番号を記載し、照合できるようにする。

作業項目	情報（管理）伝達手段	
	主に情報機器活用方法	主に手書きによる方法
生体搬入・けい留	（耳標と搬入伝票等の照合）	（耳標と搬入伝票等の照合） 目視・文書記入（個体識別番号）
耳標の読取 （個体識別番号） 照合	・バーコードリーダー読取り（個体識別番号） ・パソコン自動入力	
スタンニング 放血 はく皮・内臓摘出 背割り	（枝肉にタグ等を装着するまでの空白期間の情報管理に注意する）	（枝肉にタグ等を装着するまでの空白期間の情報管理に注意する）
枝肉整形・洗浄 冷却保管	枝肉タグ装着（バーコード記載）	・枝肉タグ装着（算用数字記載） ・枝肉に識別番号記載（食用インキ）
BSE 検査合格		
計量	計量ラベル貼付（バーコード記載）	計量ラベル貼付（算用数字記載）
卸売（出荷）	・**枝肉の個体識別番号記載ラベル**（枝肉半丸ごと、バーコード併記） ・**販売伝票と受渡一覧表（個体識別番号照合表）**	・**枝肉の識別番号インキ記載**（枝肉半丸ごと） ・**販売伝票と受渡一覧表**

注意：記載した以外の事項については、食品衛生法その他の関連法規で決められたところによる。

２：詳細は「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（と畜場編）」を参照されたい。

② **部分肉製造段階**（産地食肉センター・食肉加工メーカー工場・その他の部分肉加工場）

部分肉製造段階から次の段階（部分肉卸、小売段階等）へは、それぞれの部分肉ごとに個体識別番号を書いた文書（部分肉計量ラベル）を貼付して情報伝達することを基本とする。部分肉計量ラベルに、個体識別番号にかえて内部識別番号（枝肉番号・製造番号等）を記載する場合は、販売伝票に内部識別番号と個体識別番号を記載し、照合できるようにする。

作業項目	情報（管理）伝達手段	
	主に情報機器活用方法	主に手書きによる方法
仕入（枝肉） 枝肉計量	（枝肉ラベル記載の識別番号と購入伝票を照合をする） ・バーコードリーダー読取り（個体識別番号） ・パソコン自動入力	（枝肉ラベル記載の識別番号と購入伝票を照合をする） 目視・文書記入（個体識別番号） 納品伝票等（受渡票）
大分割 脱骨 整形 袋詰 真空包装	納品伝票等（受渡票） （部分肉に計量ラベルを貼付するまでの製造作業中の空白期間の情報管理に注意する） 加工データのパソコン管理	（部分肉に計量ラベルを貼付するまでの製造作業中の空白期間の情報管理に注意する） 製造・加工作業日報
部分肉計量 箱詰 →	部分肉に計量ラベル貼付 （部分肉の包装器（ダンボール）の外面と部分肉の部位別に貼付：算用数字とバーコード併記）	部分肉に計量ラベル貼付 （部分肉の包装器（ダンボール）の外面と部分肉の部位別に貼付：算用数字）
保管		
販売 → （卸売・出荷）	・部分肉の計量ラベル ・販売伝票（販売伝票と一覧表）	・部分肉の計量ラベル ・販売伝票（販売伝票と一覧表）

注意：記載した以外の事項については、食品衛生法その他の関連法規で決められたところによる。

２：詳細は「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（部分肉加工場編）」を参照されたい。

③ 卸売段階（部分肉製造をしない場合）

箱（ダンボール）入りの部分肉を仕入れて、開封せずに販売する卸売業者は、仕入伝票と部分肉の箱に貼付された部分肉計量ラベルを照合して識別番号を記録し、次の段階へは、販売伝票と箱の計量ラベルによって情報伝達を行う。

作業項目	情報（管理）伝達手段	
	主に情報機器活用方法	主に手書きによる方法
仕入（部分肉）↓	・バーコードリーダー読取り（箱の計量ラベルの個体識別番号またはロット番号） ・パソコン自動入力	目視・文書記入（箱の計量ラベルの個体識別番号またはロット番号） 納品伝票等
保管↓	納品伝票等	
販売（卸売・出荷）→	・箱の部分肉計量ラベル ・販売伝票（販売伝票と一覧表）	・箱の部分肉計量ラベル ・販売伝票（販売伝票と一覧表）

④ 精肉製造（店舗外）段階（チェーンストアーなどのアウトパックセンター等）

精肉製造（店舗外）段階から次の段階へは、販売伝票とともに精肉パックに個体識別番号またはロット番号を書いた文書(商品ラベル等)を貼付して情報伝達する。

作業項目	情報（管理）伝達手段	
	主に情報機器活用方法	主に手書きによる方法
仕入（部分肉）↓	・バーコードリーダー読取（計量ラベル記載の個体識別番号またはロット番号） ・パソコン自動入力	目視・文書記入 （計量ラベル等記載の個体識別番号またはロット番号） 納品伝票
精肉製造↓	納品伝票 加工データパソコン管理 （精肉パックに識別ラベルを貼付するまでの空白期間の情報管理に注意する）	加工作業日報・在庫管理台帳等 （精肉パックに識別ラベルを貼付するまでの空白期間の情報管理に注意する）
パック包装↓	商品ラベル貼付（個体識別番号またはロット番号）	商品ラベル貼付（個体識別番号またはロット番号）
販売（出荷・配送）→	・パックの精肉商品ラベル ・販売伝票（配送伝票等） ・電子納品データ	・パックの精肉商品ラベル ・販売伝票（配送伝票等）

注意：記載した以外の事項については、食品衛生法その他の関連法規で決められたところによる。

２：詳細は「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（食肉小売店舗編）」を参照されたい。

⑤ **精肉製造（店舗内）および小売段階**（食肉専門小売店、食品スーパー、チェーンストアー店舗等）

精肉製造（店舗内）・小売段階から消費者へは、ショーケース等のプライスカードと店頭パネルの組合せにより、個体識別番号またはロット番号と問い合わせ先を伝達する。

パック販売の場合は、精肉パックに個体識別番号またはロット番号を書いた文書（販売ラベル・商品シール等）を貼付する。

作業項目	情報（管理）伝達手段	
	主に情報機器活用方法	主に手書きによる方法
仕入 （部分肉・精肉パック）	・バーコードリーダー読取（部分肉計量ラベル記載の個体識別番号またはロット番号） ・パソコン自動入力 納品伝票等 （精肉パック仕入の場合、パックに表示された個体識別番号またはロット番号）	目視・文書記入 （部分肉計量ラベル記載の個体識別番号またはロット番号） 納品伝票等 仕入台帳等
精肉製造	加工データ 加工データパソコン管理 （精肉パックに識別ラベルを貼付するまでの空白期間の情報管理に注意する）	（部分肉から精肉を製造中の空白期間の情報管理に注意する）
販売 （小売）	・パネルとパックに貼付した記号などの組み合せで消費者に伝達 ・パックに貼付した商品ラベル 問いあわせ先 （ロット番号表示の場合の個体識別番号の問い合わせ先：電話番号または電子メールアドレス等）	・パネルとプライスカードに表示した記号などの組み合せで消費者に伝達 問いあわせ先 （ロット番号表示の場合の個体識別番号の問い合わせ先：電話番号または電子メールアドレス等）

注意：記載した以外の事項については、食品衛生法その他の関連法規で決められたところによる

２：詳細は「国産牛肉トレーサビリティ導入手引書（食肉小売店舗編）」を参照されたい。

（５）ロット管理等

① ロット管理

ア．と畜段階

と畜は、個体識別番号による管理で行う。ロット番号管理はしない。

イ．部分肉製造・卸売段階

部分肉製造は、原則として個体識別番号によって管理する。

ただし、産地食肉センターなどでと畜したもののうち、経産牛をミンチ用の牛正肉に製造する場合などには、部分肉加工をロットで管理してもよい。端材処理でミンチ肉の原料・製品を製造する場合も同様である。

＊ この場合のロット構成要素は、同一部分肉製造場、同一部分肉製造日とする。

ウ．精肉製造（店舗外）段階（アウトパックセンター等）

量販店などの加工センター（アウトパックセンター等）で、多数の同じ部位などを使用して精肉を製造する場合は、ロットで管理してもよい。

＊ この場合のロット構成要素は、同一精肉製造場、同一精肉製造日とする。

エ．精肉製造（店舗内）・小売段階（小売店舗）

精肉製造は、個体識別番号またはロット番号のいずれで管理してもよい。

＊ この場合のロット構成要素は、同一精肉製造場、同一精肉製造日とする。

② ロットの上限（構成する個体識別番号の数）

ロットを構成する牛の頭数は、５０頭以下とし、５０以内の個体識別番号でロットが構成される。

ロットを構成する牛の頭数は、事故などがあった場合を考慮すると、できるだけ少ない方がよい。迅速な事故原因の究明が可能となり、製品回収数量も限定されるからである。一方、ロットの規模が小さくなると作業効率（連続性）が落ちるので、その点を考慮して各事業者がロットの大きさを決めることとなる。

ロット形成の例：午前・午後の製造で区分されたロット
１０頭単位のロット

③ ロットの管理・伝達

ロットを構成する個体識別番号は、そのロットを形成した事業者が管理し、問い合わせに容易に答えられるようにする。また、次の段階へは、そのロットを構成する個体識別番号を伝達しなくてもよい。

ロット表記の例：ロット番号３１０

④ 付加情報とロット

牛の生産方法、品種、原産地、牛肉のと畜・部分肉製造などの付加情報を示して販売するためにロットを組む場合は、その付加情報に対応する構成要素がロットの構成要素として追加される。

例１：「神奈川県産・黒毛和牛」の表示をして販売するためには、部分肉製造の段階から小売にいたるまで、ロットの構成要素として、同一部分肉（精肉）製造所のほかに、**同一原産地（神奈川）、同一品種（黒毛和牛）**が追加される。

例２：有機食肉の流通、無農薬・無投薬（ホルモン・抗生物質の無投与）などの付加情報を表示して販売する場合も同様である。

⑤ ミンチ、合わせ切り、切り落とし、小間切れ

複数の個体識別番号の牛肉が混合されて製造された「ミンチ」、「合わせ切り」、「切り落とし」、「小間切れ」についても、できる限りロット番号で管理することが望ましい。

豚肉などの牛肉以外の肉が入った「合い挽き」については、本手引書では取り扱わない。

（６）原産地・種別等の情報伝達と表示

■　生産段階で牛個体識別台帳に記録される情報（公表されるもの）は、個体識別番号の表示によって、どの段階でも把握できる。
流通・販売段階におけるこれらの情報の表示は、関連する法規に従い、また通常の食肉取引や商品管理で必要とする表示により行う。

■　流通・販売段階での表示については、「お肉の表示ハンドブック」（(財)日本食肉消費総合センター発行）を参照のこと。

■　原産地・種別等の表示例を下記に示す。

①　原産地表示

ア．国産である旨の表示をする。

例：「国産」、「国内産」、「国産牛肉」
（参考・輸入牛肉は、必ず原産国名を表示しなければならない。
例：「オーストラリア産牛肉」、「アメリカ産牛肉」）

イ．「国産」の表示にかえて、都道府県名や市町村名その他の一般に知られている地名を原産地として表示してもよい。

例：「○○県産和牛」

ウ．「国産」の表示にかえて、地名を冠した銘柄名（ブランド名）を原産地として表示してもよい。

例：「松阪牛」

注：２ヶ所以上で飼養された牛の原産地表示は、**当該牛が最も長い期間飼養された地名**を表記する。

②　種別の表示

食肉取引や商品管理で表示を必要とする商品区分は、下記の３～４区分を原則とする。

生きた牛の種別区分は、牛個体識別台帳では１１区分となっている（施行規則第２章第３条）。

ア.「和牛」「交雑種」「国産牛」の３区分
イ.「和牛」「交雑種」「乳用種」「国産牛」の４区分

〈種別表示例〉

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">①牛個体識別台帳の情報
（生産者の届け出）</th><th colspan="2">②と畜段階
枝肉卸売段階
（セリ表示）</th><th>③部分肉製造・
部分肉卸段階
（ラベル表示）</th><th>④小売段階
精肉パック製造含む
（ラベル、プライスカード表示）</th></tr>
<tr><th>表示例
Ⅰ</th><th>表示例
Ⅱ</th><th>表示例</th><th>表示例</th></tr>
<tr><td>1</td><td>ａ．黒毛和種</td><td rowspan="11">両親の掛け合わせの内容で表現</td><td rowspan="4">和牛</td><td rowspan="4">和牛</td><td rowspan="4">和牛</td></tr>
<tr><td>2</td><td>ｂ．褐毛和種</td></tr>
<tr><td>3</td><td>ｃ．日本短角種</td></tr>
<tr><td>4</td><td>ｄ．無角和種</td></tr>
<tr><td>5</td><td>ｅ．ａ×ｂと
ａｂ×（ａ・ｂ）</td><td rowspan="2">和牛間
交雑種</td><td rowspan="2">和牛間
交雑種</td><td rowspan="2">和牛間
交雑種</td></tr>
<tr><td>6</td><td>ｆ．和牛間交雑種
（ａｃ、ａｄ、ｂｃ、ｂｄ）と
（ａｃ・ａｄ・ｂｃ）×
（ａ・ｂ・ｃ・ｄ・ｅ）</td></tr>
<tr><td>7</td><td>ｇ．肉専用種</td><td>肉用種</td><td rowspan="4">種別表示せずに
「国産牛」の表示</td><td rowspan="4">種別表示せずに
「国産牛」の表示</td></tr>
<tr><td>8</td><td>ｈ．ホルスタイン種</td><td rowspan="3">乳用種</td></tr>
<tr><td>9</td><td>ｉ．ジャージー種</td></tr>
<tr><td>１０</td><td>ｊ．乳用種</td></tr>
<tr><td>１１</td><td>ｋ．交雑種
（ａ～ｇ）×（ｈ～ｊ）</td><td>交雑種</td><td>交雑種</td><td>交雑種</td></tr>
<tr><td colspan="6">・上記５の　ａｂ×（ａ・ｂ）とは、ａｂ×ａとａｂ×ｂを表現している。
・と畜段階での掛け合わせの内容表現・・・例：　黒毛和種×ホルスタイン（ａ×ｈ）</td></tr>
</table>

●各段階で１１区分を表示して流通してもよい。
（と畜段階から消費にいたるまで、表示･伝達される個体識別番号によって、当該牛肉の種別区分（１１区分）を把握できる。ただしｅ．は種別名がないので掛け合わせの内容、すなわち両親の種別などで示すこととなる)。

● 種別区分の表示・記載については、全国食肉公正取引協議会で議論されており、公正取引委員会で認められてから決定される事項である。

●食肉市場での表示については、(社）日本食肉市場卸売協会で検討されている。

③個体識別台帳の情報項目と各段階での表示

牛個体識別台帳の情報項目	牛個体識別台帳の情報（公表の有無・内容）	と畜段階 枝肉卸売段階（セリ表示等）	部分肉製造・部分肉卸段階（ラベル表示等）	小売段階 精肉パック製造含（ラベル表示等）
①原産地表示（飼養施設の所在地、飼養開始年月日）	飼養施設の都道府県名 飼養開始年月日 所在地は当該者が同意した場合に限り公表	Ⅰ．飼養施設のうち最長の施設所在の都道府県名	Ⅰ．都道府県名	Ⅰ．都道府県名
			Ⅱ．国産	Ⅱ．国産
		Ⅱ．地名を冠した銘柄名(上記Ⅰ.の要件を満たす)	Ⅲ．地名を冠した銘柄名	Ⅲ．地名を冠した銘柄名
②性別	雌雄の別（オス・メス）	オス・メス・（去勢）	表示しなくてもよい	表示しなくてもよい
③出生年月日	出生年月日	表示しなくてもよい	表示しなくてもよい	表示しなくてもよい
④種別	詳細は前述			
⑤母体の個体識別番号	当該牛を出産した雌牛の個体識別番号	表示しなくてもよい	表示しなくてもよい	表示しなくてもよい
⑥管理者（飼養者･所有者）の氏名、住所、管理開始年月日	管理開始年月日 管理者氏名、住所は当該者が同意した場合に限り公表	表示しなくてもよい	表示しなくてもよい	表示しなくてもよい
⑦と畜場名、所在地、と畜年月日	と畜年月日 と畜場名、所在地は当該者が同意した場合に限り公表	と畜年月日 と畜場名	表示しなくてもよい	表示しなくてもよい
⑧輸出･輸入国名、輸出･輸入者の氏名、住所	輸出入年月日 輸出入国名 輸出入者名と所在地は当該者が同意した場合に限り公表	――――	――――	――――

８．トレーサビリティ導入・確立の留意点

（１）現状の把握と取引関係先との連携

トレーサビリティの導入は、その企業・事業者が流通のどの段階に位置しているかによって、またその経営規模（大企業、個人商店等）や事業内容（取り扱い数量、金額、仕入先数、販売形態等）によって、さまざまな形で行われる。したがって、まず自社の経営実態をふまえて、取り扱う国産牛肉の仕入先や販

売先（顧客）をはじめとする取引関係者との緊密な連携を図りながら、トレーサビリティを導入していくことが肝要である。

このような取組への努力を前提として、以下のような現状把握が重要になる。

① 仕入先（出荷者等）から得られる情報の内容とその伝達方法を把握する。

② 販売先（製品のユーザー）が要望している情報の内容

ア．　**販売先が消費者である場合**

消費者はその商品のどのような特性を重視しているのか、商品に付帯してどのような情報を求めているのか、そしてどの程度のトレーサビリティの機能を期待しているのかを把握する。

イ．　**販売先が部分肉製造事業者などの場合**

仕入先から得られた情報以外の情報（格付情報、衛生情報等）をいかに管理し、どのような情報を販売先に伝達すべきかを把握する。

（２）取り組み目標の設定と手段の選択

トレーサビリティを具体的に導入する際には、必要とする情報を把握し、それぞれの事業者の事業規模、技術水準、経営管理能力などに応じて、到達すべき目標とそれにいたる段階的な計画を立てることが望ましい。

トレーサビリティを確保するための情報の管理・伝達の方法は、予め決められているわけではない。事業者が自らの事業環境をふまえて、実現可能で最適な方法を選択することになる。本手引書に例示された事例も、多くの選択肢のなかの一つであると考えるべきである。

① 情報管理の方法

販売管理台帳などの文書によって行うのか、パソコンなどを利用した電子データの蓄積によって行うのかを適切に判断する。

② 情報伝達の方法

売買伝票などの文書によって行うのか、電子機器による情報交換（EDI や電子納品データ）によって行うのかを適切に判断する。

電子情報による管理や伝達はより正確で標準化した処理を可能とするが、多額の投資や現場の作業手順などを再編成することが求められることになる。文書情報と電子情報のメリット、デメリットを把握したうえで、手段の選択がなされるべきである。詳しくは、「食品トレーサビリティ導入の手引き」を参照されたい。

（3）トレーサビリティの運営実施

トレーサビリティの機能が日常業務のなかで充分に発揮されていくためには、そのトレーサビリティの透明性を確保し、自主的にシステムの改善をはかっていく努力が必要となる。従業員の意識改革、そのための教育・普及活動をはじめとして、業界内でのコミュニケーション、消費者への情報提供の努力が必要である。

① 関係先との連携

関係先（仕入先、販売先）に自社のトレーサビリティへの取り組み内容を承知してもらい、日常的にトレーサビリティの円滑な連携をはかる。

② 社内の周知徹底

社内（従業員）のトレーサビリティの意義･目的についての理解を深めるとともに、社内担当者にトレーサビリティを確保するのに不可欠となる作業手順の周知徹底をはかる。

ア．トレーサビリティの手順書や関係資料を作成して「従業員研修会」で説明し徹底をはかる。
イ．トレーサビリティの作業手順の履行状況について確認・検討する。

③ 広報活動

取引関係先や消費者などに積極的に情報を開示し、取引の透明性、トレーサビリティの信頼性を明示する。

④ 反応の分析

事業者内部の関係者や取引関係先、消費者などのトレーサビリティへの反応を分析し、トレーサビリティの定期的見直しに活用する。

⑤ 評価と変更

採用しているトレーサビリティの内容、運営方法などを、内外の反応や関係

法規の変更、さらに情報技術の革新などをふまえて評価し、必要に応じてトレーサビリティの内容を変更（改善）する。

９．付加情報について

国産牛肉のトレーサビリティの必須情報ではないが、各企業や関係各段階の努力によって、下記の付加情報の伝達を推進する。ただし、これまでに示したトレーサビリティの考え方にもとづいて正確な情報の伝達に努め、信頼性の確保に十分注意する必要がある。

段階 分類	生産段階	と畜段階	部分肉加工段階 食肉卸売段階	小売段階
各段階での特有の情報	**＊飼料給与内容** 濃厚飼料・粗飼料 メーカー名 **＊飼料給与方法** ＊肥育期間・出荷月齢 ＊血統情報などの飼養する牛群全体の情報	＊格付結果 肉質等級 歩留等級 脂肪交雑 No. 肉色 No. 脂肪色 No. 瑕疵他	＊部分肉の肉質 枝肉に準じた肉質等級（歩留まりを除く）	＊産地との取り組みに関する情報 ＊肉質等級
衛生・検査情報	**＊治療歴（投薬歴）**	＊個体検査 **BSE 検査** 生体検査 内臓検査 ＊と畜場の衛生検査 大腸菌（O-157等）等の検査 ＊と畜場・セリ場等 温度管理	＊加工場の衛生検査 大腸菌（O-157等）等の検査 ＊加工場の温度管理 ＊保管・輸送中の温度管理	＊保存方法
食肉の属性・ その他	＊生産者氏名 ＊生産者住所		＊ 部分肉規格情報 脂肪整形・小割	＊料理方法

注：農水省では、トレーサビリティ法に基づいたものに、産地における飼料給与情報・治療履歴情報などの付加情報を加えた「生産情報公表牛肉の日本農林規格」の制定がされている。

１０．情報の伝達・表示・管理の事例

事例の目次

（１）段階別情報伝達・表示例　頁
① と畜段階 ⟶ 部分肉製造・卸売段階
ア．枝肉のラベル貼付例 …… 28
イ．枝肉のラベル例 …… 28
ウ．販売伝票・受渡票の例 …… 29
エ．販売管理表・購買者への請求一覧表の例 …… 29
② 部分肉製造・卸売段階 ⟶ 小売段階
ア．部分肉ダンボールのラベル貼付例 …… 30
イ．計量ラベルの例 …… 30
ウ．納品伝票記入例　その１ …… 31
エ．納品伝票記入例　その２ …… 31
③ 精肉製造（店舗外）段階 ⟶ 小売店舗
ア．精肉パックの商品ラベル貼付例 …… 32
イ．販売伝票（納品伝票・配送伝票等）の例 …… 32
ウ．商品ラベルの例 …… 32
④ 精肉製造（店舗内）・小売段階 ⟶ 消費者
ア．精肉製造・対面販売の例　その１（個体識別番号表示） …… 33
イ．精肉製造・対面販売の例　その２（ロット番号表示） …… 34
ウ．精肉パック・セルフ販売の例　その１ …… 35
エ．精肉パック・セルフ販売の例　その２ …… 36
（２）情報管理の事例
① 部分肉製造(作業)日報 …… 37
② 部分肉製造・卸売段階の管理台帳
その１（和牛セット商品） …… 38
③ 部分肉製造・卸売段階の管理台帳
その２（商品仕入台帳・商品販売管理台帳） …… 39
④ 精肉製造（店舗外）工場の販売（製造）管理台帳 …… 40
⑤ 小売店の販売管理台帳・管理表 …… 41

（1）段階別情報伝達・表示の事例

①と畜段階 ──────────────▶部分肉製造・卸売段階

ア．枝肉のラベル貼付例：半丸ごとの腹側に個体識別番号を表記したラベルを貼付する。

イ．枝肉のラベル例：個体識別番号、枝肉番号、加工日を記載（バーコード併記）する。

ウ．**販売伝票・受渡票の例**：販売伝票等に記載された内部識別番号（上場番号・枝肉番号等）と、枝肉に貼付された個体識別番号を照合できるようにする。枝肉ラベルと販売伝票の双方に個体識別番号が表記されていることが望ましい。

牛

受渡票（買受人照合用）

上場番号	と畜番号 枝肉番号	品種	性別	等級	重量（ｋｇ）			単価（円）	金額（円）	売渡先	出荷者
					右	左	合計				
2004	10―970	和牛	ヌキ	Ａ5	241.0	243.0	484.0	3050	1476200	１８	三浦肥育部会小林神奈川

個体識別番号：１０４５１７７２７６　　2002 年 10 月 23 日横浜食肉市場株式会社

エ．販売管理表・購買者への請求一覧表の例

	畜種コード	上場番号	と畜番号	品種コード	性別コード	等級	枝肉重量（ｋｇ）			枝肉単価（円）	合計金額（円）	瑕疵	個体識別番号
							右	左	合計(kg)				
月日	0	２００４	０８２２	1	1	Ａ４	255	255	510	1953	1045832		１０４５９８７６３３
月日	0	２００９	０８２７	1	3	Ａ５	279	277	559	1993	1169791		１０５９５８２９３３
月日	0	２０１１	０８３０	1	3	Ｂ３	235	236	471	1559	771003		１２３４５６７８９０
月日	0	２０１６	０８３５	1	3	Ａ４	277	279	556	1790	1045002		２４６８０１３５７９
月日	0	２０２２	０８４２	1	3	Ａ３	229	230	459	1578	760517		１４８０２４７９５３

（畜種コード）　０：牛　１：豚

（品種コード）　１：和牛　２：交雑種牛　３：乳牛　４：その他

（性別コード）　０：不明　１：めす　２：おす　３：去勢

（瑕疵コード）　ア：シミ　イ：ズル　ウ：シコリ　エ：アタリ　オ：カツジョ　カ：その他

② 部分肉製造・卸売段階 ──────→ 小売段階

ア．部分肉ダンボールのラベル貼付例：包装器（ダンボール）と各部分肉に部分肉計量ラベルを貼付する。

イ．部分肉と包装容器に貼付する計量ラベルの例：部分肉ごとに個体識別番号を表記した部分肉計量ラベルを貼付する。ダンボールに収納する場合には、外部から内容物がわかるようにダンボールの側外面にも貼付する。

ウ．**納品伝票記入例（その１）**：納品伝票（小売段階の仕入伝票）の品名・規格の欄等（備考欄でもよい）に個体識別番号を記載する。

店長	input	検収者

納品書
（仕入伝票）

伝票区分	伝票番号	検収印
	12468	

店名 ㈱食品スーパー 川崎

店コード	部門コード	納入月日	取引先コード
		15 05 07	1 2 5 7 0 9

取引先 ㈱川崎ハム

	品名・規格	入数	ケース	商品コード	数量	原単価	原価金額	売単価	備考(売
1	和牛かたロース 1235689053			81320	13.5	2950	39825		
2	和牛リブロース 2468013579			81511	12.3	3800	46740		
3	和牛ヒレ 1235689053			81530	4.2	5200	21840		
↓									

原価金額合計 108405　売価金

備考　規格欄の数字は個体識別番号です

エ．**納品伝票記入例（その２）**：納品伝票（小売段階の仕入伝票）と別紙一覧表で示す。

＜納品書＞

店長	input	検収者

納品書
（仕入伝票）

伝票区分	伝票番号	検収印
	12468	

店名 ㈱食品スーパー 川崎

店コード	部門コード	納入月日	取引先コード
		15 05 07	1 2 5 7 0 9

取引先 ㈱川崎ハム

	品名・規格	入数	ケース	商品コード	数量	原単価	原価金額	売単価	備考(売
1	和牛かたロース	8		81320	125.8	2950	371110		
2									
3									

原価金額合計 371110　売価金

備考　個体識別番号の一覧は別紙です

＜別紙一覧表＞

個体識別番号一覧表		納入日　年　月　日		納品書 No.12468
NO	品名規格	識別番号	個体識別番号	備考欄
1	和牛かたロース	１２３右	１３２４６８９０３３	
2		１２３左	１３２４６８９０３３	
3		１２４右	２３４５６７８９０１	
4		１２４左	２３４５６７８９０１	
5		１２５右	１３５７９２４６８０	
6		１２５左	１３５７９２４６８０	
7		１２６右	４５６７１２３６６３	
8		１２６左	４５６７１２３６６３	

③精肉製造（店舗外）段階 ──────→ 小売店舗

ア．精肉パックの商品ラベル貼付例：精肉パックに個体識別番号またはロット番号が記載されたプライスラベルを貼付する。

個体識別番号

イ．販売伝票（納品伝票・配送伝票等）の例：販売伝票（納品伝票・配送伝票等）に個体識別番号またはロット番号を記載する。

０３年05月12日(月)　第１便　商品コード３５３鹿児島和牛すき焼き用　ロット番号０５１２

店舗コード	店舗名	計量	数量	売単価	供給単価
００２１	川崎店	計量	１０	４８０	３５０
００２３	鶴見店	計量	１３	４８０	３５０
００２４	大阪店	計量	１５	４８０	３５０

ウ．商品ラベルの例

パックの商品ラベル（個体識別番号表示例）

個体識別番号
２４６８０１３５７９
国産牛かたロース焼肉用
加工日　賞味期限　保存温度
ｇ単価３２０円
２００ｇ６４０円
加工者　Ｋコープ大阪店
住所　大阪市南港南１丁目１番
問い合わせ先０６・６６１４・０００１

パックの商品ラベル（ロット番号表示例）

ロット番号
１３５７９
国産牛リブロース焼肉用
加工日　賞味期限　保存温度
ｇ単価４８０円
２００ｇ９６０円
加工者　Ｋコープ大阪店
住所　大阪市南港南１丁目１番
問い合わせ先０６・６６１４・０００１

④精肉製造（店舗内）・小売段階 ──────→ 消費者

ア．精肉製造・対面販売の例（その１）：個体識別番号表示

店頭に店頭表示ボードを掲載し、記号や色分けで個体識別番号を表示する。ショーケースのプライスカードに、それに連動した記号や色を記載（貼付）して購入者（消費者）に情報の伝達を行う。

店頭表示ボード　：個体識別番号とインターネットアドレスを記載する。

国産牛肉トレーサビリティ実施店

お客様に牛肉を安心してご購入いただけるよう
トレーサビリティーの取り組みを実施しています

個体識別番号の見方//プライスカードに表示されている記号の
国産牛肉の個体識別番号は、下記の同じ記号欄に示したものです

記号	販売している牛の個体識別番号									
A	1	2	3	4	5	6	7	8	9	4
B	1	3	5	7	9	2	4	6	8	3
C	2	4	6	8	0	1	3	5	7	9

個体識別番号の全国データベースへのアクセス方法
http://www.lin.go.jp/

ショーケースのプライスカード　：店頭表示ボードの個体識別番号の記号欄の記号（色分け）を表示する。

A ← このマークの個体識別番号はパネルの同じ記号欄に記載しています
[原産地]鹿児島県産
和牛サーロインステーキ用
100g　¥1,450

A ← このマークの個体識別番号はパネルの同じ記号欄に記載しています
[原産地]鹿児島県産
和牛ももしゃぶしゃぶ用
100g　¥680

ショーケースのプライスカード：個体識別番号が複数（A と C、A と B）の場合は複数の記号（色分け）を表示する。

A C ← このマークの個体識別番号はパネルの同じ記号欄に記載しています
[原産地]宮崎県産
和牛リブロースすき焼き用
100g　¥1,300

A B ← このマークの個体識別番号はパネルの同じ記号欄に記載しています
[原産地]宮崎県産
和牛もも焼肉用
100g　¥580

イ．精肉製造・対面販売の例（その２）：ロット番号表示

店頭に店頭表示ボードを掲載し、記号や色分けでロット番号を表示する。ショーケースのプライスカードに、それに連動した記号や色を記載（貼付）して購入者（消費者）に情報の伝達を行う。ロット番号表示販売の場合は、ロット番号を管理している問い合わせ先（電話番号・住所・事業者名等）を必ず記載する。

店頭表示ボード：ロット番号と問い合わせ先を記載する。

国産牛肉　トレーサビリティ実施店

お客様に牛肉を安心してご購入いただけるよう
トレーサビリティーの取り組みを実施しています

[ロット番号の見方]・プライスカードに表示されているマークの
国産牛肉のロット番号は、下記の同じ記号欄の番号です

マーク	販売している牛のロット番号								
A	1	2	3	4	C	7	8	9	4
B	1	3	5	7	D	4	6	8	3

[個体識別番号の問い合わせ先]ロットを構成している
個体識別番号は下記にお問い合わせください

[個体識別番号の問い合わせ先]
住所:大阪市住之江区南港2　　((財)日本食肉流通センター
tel:06・6614・0001

ロットを構成した事業者を記載

ショーケースのプライスカード　：店頭表示ボードのロット番号の記号欄の記号（色分け）を表示する。

A　このマークのロット番号は
パネルの同じマーク欄に記載しています
[原産地]
鹿児島県産
和牛サーロインステーキ用
100g　¥1,450

A　このマークのロット番号は
パネルの同じマーク欄に記載しています
[原産地]
鹿児島県産
和牛ももしゃぶしゃぶ用
100g　¥680

ウ．精肉パック・セルフ販売の例（その１）

売り場にパネル（POP もふくむ）を掲載し、事業内容を説明する。

精肉パックの表面に貼付するプライスラベルに個体識別番号またはロット番号を記載して、購入者（消費者）に情報の伝達を行う。

売り場のパネル　：事業の説明とインターネットアドレスを記載する。

国産牛肉トレーサビリティ実施店

お客様に牛肉を安心してご購入いただけるようトレーサビリティの取り組みを実施しています。

○取り組みのポイント

農場でつけられた＜個体識別番号＞で購入された国産牛肉の情報管理をしています。

○流通経路（産地・と畜場等）の履歴情報を調べる事ができます。

ホームページアドレス・http／／www.lin.go.jp

川崎食品チェーン株式会社・川崎店・横浜店・鶴見店

パックのラベル表示

・個体識別番号表示

個体識別番号

１２３４５６７８９０

国産牛かたロース焼肉用

加工日　　賞味期限　保存温度

ｇ単価３２０円

２００ｇ６４０円

加工者：Ｋコープ大阪店

住所　大阪市南港南１丁目１番

・ロット番号表示

ロット番号

４５６７０

和牛かたロースすきやき用

加工日　　賞味期限　保存温度

ｇ単価３８０円

２００ｇ７６０円

加工者：Ｋコープ大阪店

住所　大阪市南港南１丁目１番

問い合わせ先０６・６６１４・０００１

（問い合わせ先を記載する）

エ．精肉パック・セルフ販売の例（その２）

- 売り場のパックに表示ボードと連動した記号や色分けのマーク（色ラベル等）を貼付して、購入者が表示ボードの個体識別番号またはロット番号を照合できるようにする。
- 売り場に棚帯等で表示ボードと連動した区分をして、購入者が表示ボードの個体識別番号またはロット番号を照合できるようにする。

売り場の表示ボード

ショーケース：色別の棚帯等によって区分したり、右下の図のように各パックに色ラベルを貼付して、表示ボードで個体識別番号またはロット番号がわかる。

精肉パック：色分けラベルを貼付する。
商品ラベルに記号や色分けをする。

（２）情報管理の事例

①　部分肉製造（作業）日報（枝肉仕入──▶ 部分肉製造）

部分肉製造日報	年　月　日	製造場名	製造責任者名		
仕入内容	部分肉歩留り	部位名	部分肉重量　右 ｋｇ	部分肉重量　左 ｋｇ	備考
枝肉仕入日　０２．１．１５		うで	７．３	７．５	
仕入れ先　Ｎｏ．２３０		かたばら	１２．５	１２．８	
枝肉番号　１２５６		かたロース	１３．０	１２．８	
個体識別番号１３５７９２４６８０		ともばら	３５．６	３２．３	
		リブロース	１０，８	１０．５	
		サーロイン	１３．２	１３．３	
		ヒレ	５．８	６．１	
		うちもも	９．２	９．６	
		しんたま	９．３	９．６	
		らんいち	１１．３	１１．２	
		そともも	１２．０	１２．８	
	部分肉合計	まえずね	５．５	４．８	
枝肉合計重量４２０ｋｇ	２９９．２	ともずね	５．５	４．９	
枝肉・部分肉歩留り　％	７１．２	部分肉合計	１５１．０	１４８．２	
枝肉仕入日　０２．１．１５		うで	６．８	７．０	
仕入れ先　Ｎｏ．２２５		かたばら	１２．５	１２．８	
枝肉番号　１２５７		かたロース	１３．０	１２．８	
個体識別番号１６８０３２４５６３		ともばら	３２．６	３１．３	
		リブロース	１１，８	１１．５	
		サーロイン	１２．２	１２．３	
		ヒレ	５．５	６．０	
		うちもも	１０．２	１０．６	
		しんたま	９．３	９．６	
		らんいち	１１．３	１１．２	
		そともも	１１．０	１１．８	
	部分肉合計	まえずね	５．０	４．３	
枝肉合計重量４１８ｋｇ	２９０．８	ともずね	５．０	４．４	
枝肉・部分肉歩留り　％	６９．６	部分肉合計	１４６．２	１４５．６	

② 部分肉製造・卸売段階の管理台帳

（その１）：和牛セット商品　（月報）

管理台帳（和牛セット商品）	平成１５年３月３１日					川崎食肉扇島事業部		
仕入先番号	仕入日	部位	部位重量 ｋｇ	売上重量 ｋｇ	販売先名 販売先コードNo	部位名	在庫重量 ｋｇ	備考
枝肉番号 個体識別番号	１２５６ １３５７９２４６８０		１３８．３	５１．５			８６．８	
仕入先番号 ２３６	０３ １．１５	うで	６．３			うで	６．３	
		かたばら	１２．５	１２．５	３００	かたばら		
		かたロース	１３．０			かたロース	１３．０	
		ともばら	３５．６			ともばら	３５．６	
		リブロース	９．３			リブロース	９．３	
		サーロイン	８．７			サーロイン	８．７	
		ヒレ	４．３			ヒレ	４．３	
		うちもも	９．６			うちもも	９．６	
		しんたま	８．９	８．９	３０６	しんたま		
		らんいち	９．３	９．３	３０６	らんいち		
		そともも	１０．０	１０．０	３０６	そともも		
		まえずね	５．５	５．５	３０５	まえずね		
		ともずね	５．３	５．３	３０６	ともずね		
枝肉番号 個体識別番号	１１２０ １２３４９２４６８０		１３７．６	５９．４			７８．１	
仕入先番号 ２２２	０３ １．２０	うで	６．８			うで	６．８	
		かたばら	１２．３	１２．３	３００	かたばら		
		かたロース	１３．１			かたロース	１３．１	
		ともばら	３５．２			ともばら	３５．２	
		リブロース	９．１			リブロース	９．１	
		サーロイン	８．５	８．５	３００	サーロイン		
		ヒレ	４．２			ヒレ	４．３	
		うちもも	９．８			うちもも	９．６	
		しんたま	８．５	８．５	３００	しんたま		
		らんいち	９．１	９．１	３００	らんいち		
		そともも	１０．８	１０．８	３０５	そともも		
		まえずね	５．２	５．２	３０６	まえずね		
		ともずね	５．０	５．０	３０６	ともずね		

③　部分肉製造・卸売段階の管理台帳

（その２―１）：商品仕入台帳　（仕入先別）

仕入台帳１．　平成 15 年 9 月分　管理責任者

仕入先名〇〇食肉センター　仕入先コード１１２３

仕入日	商品名 部分肉名	数量	重量 ｋｇ	単価 円	金額 円	備考 （個体識別番号）
9月5日	ホルスフルセット	１	３４８．２	９８０	３４１２３６	１３５７９０２４６３
9月8日	ホルスヒレ	１０	５２．３	２３００	１２０２９０	別紙一覧
9月13日	牛正肉	５	５０．０	８８０	４４０００	ロット番号２４６８
9月20日	ホルス半丸セット	１	１７８．６	８３０	１４８２３８	２４６８０１３５７３
9月23日	和牛うちもも	１０	１２１．６	１９８０	２４０７６８	別紙一覧
9月28日	ホルス三角バラ	３０	１８０．５	１２８０	２３１０４０	別紙一覧
合計欄					１，１２５，５７２	

（その２―２）：商品販売管理台帳　（得意先別）

販売管理台帳１．　平成 15 年 9 月分　管理責任者

得意先名スーパー〇〇配送センター　得意先コード１０２３６８９

販売日	商品名 部分肉名	数量	重量 ｋｇ	単価 円	金額 円	備考 （個体識別番号）
9月7日	ホルスリブロース	２	２８．２	１０８０	３０４５６	１３５７９０２４６３
9月9日	ホルスサーロイン	２	２８．４	１２２０	３４６４８	１３５７９０２４６３
9月１１日	ホルスヒレ	８	４２．３	２５００	１０５７５０	別紙一覧
9月15日	牛正肉	４	５０．０	９８０	４９０００	ロット番号２４６８
9月24日	ホルス半丸セット	１	１７８．６	９９０	１７６８１４	２４６８０１３５７３
9月26日	和牛うちもも	１０	１２１．６	２１８０	２６５０８８	別紙一覧
9月３０日	ホルス三角バラ	２０	１２０．５	１３８０	１６６２９０	別紙一覧
合計欄					８２８，０４６	

④　精肉製造（店舗外）工場の販売（製造）管理台帳　（日報）

販売管理台帳　　平成１３年　月　日　管理責任者

個体識別番号 仕入先コード	部分肉部位 名	前日 在庫量 ｋｇ	仕入量 kg		精肉製造数量 １回	精肉製造数量 ２回	残数量 ｋｇ	製造パック数	ロット 番号
１３５７９０２４６８ ２４６８	リブロース	３．５			３．５			１１	Ｎｏ．11
１２３４５６７８９０ １２３４			１０．９		１０．９			３３	Ｎｏ．11
２４６８０１３５７９ ２４６８			１２．３			６．５	５．８	２２	Ｎｏ．11
１３５７９０２４６８ ２４６８	サーロイン	２．５			２．５				Ｎｏ．８
１５４３２９８７６０ １２３４			１０．５		５．５		５．０		Ｎｏ．８
１３５７９０２４６８ ２４６８	うちもも	３．０			３．０			８	Ｎｏ．11
１２３４５６７８９０ １２３４			９．９		９．９			２８	Ｎｏ．11
２４６８０１３５７９ ２４６８			１１．３			５．５	５．８	３１	Ｎｏ．11

⑤　小売店の販売管理台帳・管理表　（月報）

販売管理台帳　　平成１５年　　3月分(3月１日～3月３１日)　　担当

仕入日 曜日	仕入先名		個体識別番号	仕入れ部分肉 部位名	仕入量 ｋｇ	仕入 円	備考
１（土）	AB畜産		１３５７９０２４６３	和牛リブロース	１１．８		
	CDハム		１２３４５６７８９３	和牛サーロイン	１２．３		
	NO12		２４６８０１３５７３	和牛ヒレ	４．９		
２（日）							なし
３（月）	CDハム		３４６８０１３５６３	交雑種半丸セット	１２８，８		
	AB畜産		４５６７８９０１２３	国産牛うちもも	１２．３		
	CDハム			国産牛かたロース	１３．５		
４（火）							なし
５（水）	川崎ハム		１３５７０１３５６３	和牛半丸セット	１２８．８		
２１（金）							なし
２２（土）	FKハム		１３５７０１３５６３	国産牛半丸セット	１３８．８		
	AB畜産		３９８３８９０１２３	和牛そともも	１１．３		
	CDハム		２４６８８９０１２３	和牛リブロース	１１．５		
２３（日）							なし
２４（月）	川崎ハム		１３５７９２４６８３	和牛三角ばら	２１．３		
２５（火）							なし
２６（水）							なし
２７（木）	CDハム		４３２８０１３５６３	交雑種半丸セット	１２８．８		
	AB畜産		２１３７８９０１２３	国産牛うちもも	１２．３		
	CDハム		１３５８９６５４３３	国産牛かたロース	１３．５		
２８（金）	AB畜産		３９８３８９０１２３	国産牛うちもも	１２．３		
２９（土）	丸×ハム		２４６８８９０１２３	和牛かたロース	１３．５		
３０（日）	FKハム		９８７６０１３５６３	和牛半丸セット	１３２．６		
	AB畜産		６５４３８９０１２３	国産牛しんたま	１０．５		
３１（月）							なし
合計欄							

（備考）月末在庫　　和牛　；しんたま９ｋｇ　ヒレ３ｋｇ　かたばら　８ｋｇ

国産牛：かたロース４．５ｋｇ　ともばら　６．５ｋｇ

１１．参考資料

（1）識別対象牛肉とその規格

識別単位	規　格　内　容	備　考
枝肉	１．と畜後、真皮に沿って剥皮する。 ２．頭部を後頭骨端と第一頚椎で、尾を第１～第２尾椎間で切断する。 ３．内臓を割去する。ただし、腎臓脂肪は残す。 ４．前肢は手根骨と中手骨の間で、後肢は足根骨と中足骨の間で割去する。 ５．脊柱の中央にそって頚椎、胸椎、腰椎、尾椎を左右に切断する。	（社）日本食肉格付協会の「取引規格解説書」を参照のこと
枝肉半丸	枝肉の左右一方をいう。右半丸、左半丸になる。	
大分割部分肉	１．第６～第７肋骨間において切断する。 ２．後肢外側の大腿筋膜張筋の前縁に沿って、寛結節まで切り進み、寛結節のほぼ中央から背線とほぼ平行に切断する。 腎臓脂肪を除去したのち、恥骨の前下方においてヒレを後端から最後腰椎の部分まで切り離した後、仙椎と最後腰椎との結合部で背腺と直角に切断する。 大分割部分肉の名称 **「骨付まえ」　「骨付ロイン」　「骨付ともばら」　「骨付もも」** なお、「骨付ロイン」　「骨付ともばら」　「骨付もも」の分割前のものを**「骨付とも」**という。	（財）日本食肉流通センターの「コマーシャル規格書」を参照のこと
部分肉	大分割部分肉から骨を除去し筋肉の塊に分割し、整形したもの。 分割整形方法の基本は（社）日本食肉格付協会の「牛部分肉取引規格」により行い、さらなる小分割については（財）日本食肉流通センターの「コマーシャル規格書」に解説されている。 部分肉の名称 **「ネック」「かた」「かたロース」「かたばら」「ヒレ」「リブロース」「サーロイン」「ともばら」「うちもも」「しんたま」「らんいち」「そともも」「すね」**（まえずね、ともずね） なお、一頭分の部分肉を**「セット」**、枝肉半丸分の部分肉を**「半丸セット」**という。	（社）日本食肉格付協会の「取引規格解説書」ならびに（財）日本食肉流通センターの「コマーシャル規格書」を参照のこと
精肉	小売販売店（食品スーパー、チェーンストアーの店舗、生活協同組合の店舗、デパートの精肉売り場等を含む。）やフードサービス（給食、病院食、宅配等を含む。）で最終消費者が購入する牛肉をいう。	

（２）国産牛肉の主な流通図・個体識別とロットの図解

精肉製造段階
⑥ 部分肉仕入・個体識別番号管理
アウトパック工場
精肉パック製造
⑦－1
・ロット番号管理
チェーンストアー
パックセンター
精肉パック製造
⑦－1
・ロット番号管理
精肉パック仕入
部分肉仕入・個体識別番号管理
チェーンストアー
配送センター
部分肉仕入・個体識別番号管理
チェーンストアー店舗
精肉パック製造
・個体識別番号管理
精肉パック販売
・個体識別番号管理
食品スーパー店舗
精肉パック製造 ⑦－2
・個体識別番号管理
精肉パック販売
・個体識別番号管理
食肉専門小売店
精肉加工 ⑦－2
・個体識別番号管理
精肉トレー販売
・個体識別番号管理
精肉小売段階
精肉パック仕入
・ロット番号管理
チェーンストアー店舗
精肉パック販売
・ロット番号管理
食品スーパー店舗
精肉パック販売
・個体識別番号管理
食肉専門小売店
精肉加工
・個体識別番号管理
精肉トレー販売
・個体識別番号管理
精肉販売
・ロット番号管理
チェーンストアー店舗
精肉パック販売
・ロット番号管理
チェーンストアー店舗
精肉パック販売
・個体識別番号管理
チェーンストアー店舗
精肉パック販売
・ロット番号管理
チェーンストアー店舗
精肉パック販売
・個体識別番号管理
チェーンストアー店舗
精肉パック販売
・ロット番号管理
チェーンストアー店舗
精肉パック販売
・個体識別番号管理
しゃぶしゃぶ店
ステーキ料理店
すき焼き店
焼肉店
個体識別番号または
ロット番号の表示
問い合わせ先
個体識別番号または
ロット番号の表示
問い合わせ先
個体識別番号または
ロット番号の表示
問い合わせ先
消費者
消費者
消費者
インターネットによる検索
家畜個体識別センター

⓪ 個体識別とロットの図解

個体識別番号	を	⑫	⑬	⑭	2桁算用数字で表現
ロット番号	を	ab	cd	ef	2文字のアルファベットで表現

① と畜（食肉市場・産地食肉センター等）：個体識別番号管理

② 部分肉製造 （食肉加工メーカー・産地食肉センター）：個体識別番号管理

③ パーツ詰（部位別収納）販売：個体識別番号管理

・・・・ロット番号管理でない（ものを束ねたもの）

④ 部分肉加工（産地食肉センター等）：ロット番号管理・・・経産牛等の端材使用のミンチ（原料含む）

⑤　**部分肉販売:ロット番号管理･･･ロットを構成した事業者が個体識別番号を管理**

ロット番号abについてはA社が、ef　についてはC社がロットの構成内容を管理する

ロットを付番した者がロットを構成する
個体識別番号を管理する

･販売先へは部分肉に貼付されたロット番号が伝達される
･販売先への納入伝票等にはロット番号とその重量等を記入する

⑥**部分肉部位別販売**：ロット管理ではない(ものを束ねたもの)

⑦－１　精肉製造（店舗外）：ロット番号管理・・・バックセンター等での精肉製造

：バックセンター等がロットを構成する個体識別番号を管理する

⑦－２　精肉製造（店舗内）　：個体識別番号管理・・・小売店舗での精肉製造

⑦－３　精肉製造（店舗内）　：ロット番号管理　・・・精肉製造者（小売店）が個体識別番号管理

１２．事業推進体制

（１）国産牛肉生産情報提供モデル事業（平成１４年度）

（２）食肉処理衛生管理向上等推進事業（平成１５年度）

１３．委員会と委員名簿

（1）国産牛肉トレーサビリティ検討会（平成１４年度）

〈検討委員会〉

氏　名	所　　属	氏　名	所　　属
荒井　徹	(社)日本食肉協会　会長	手塚厚二	東京食肉市場(株)　専務取締役
池田　洋	日本生活協同組合連合会 BPR 推進･事業ｼｽﾃﾑ部長	新山陽子	京都大学大学院農学研究科 教授
伊藤　弓	全国食肉事業協同組合連合会 専務理事	菱沼　毅	農畜産業振興事業団 副理事長
犬伏由利子	消費科学連合 副会長	日和佐信子	全国消費者団体連絡会 渉外担当
小野耕三	(財)流通ｼｽﾃﾑ開発ｾﾝﾀｰ 常務理事	印牧美佐生	(社)家畜改良事業団 審査役
影山晴久	全国農業協同組合連合会 近畿畜産ｾﾝﾀｰ場長	宮代忠宏	(株)宮代商店 専務取締役
菊地定春	(株)岩手畜産流通ｾﾝﾀｰ 事業本部副本部長	三輪孝之	日本ハム(株) 国内ﾋﾞｰﾌ部長
近澤靖英	イオン(株)SSM 商品本部 畜産商品部長	矢坂雅充	東京大学大学院経済学研究科 助教授　●委員長

〈ガイドライン作成ワーキンググループ〉

氏　名	所　　属	氏　名	所　　属
荒井　徹	(社)日本食肉協会 会長	新山陽子	京都大学大学院農学研究科 教授　●ｸﾞﾙｰﾌﾟﾘｰﾀﾞｰ
幾田英之	生活協同組合ｺｰﾌﾟこうべ 生鮮食品部畜産食品　統括	野須昭彦	伊藤ハム(株) 国内食肉部長
沓澤宏紀	全国農業協同組合連合会 畜産販売部総合課副審査役	矢坂雅充	東京大学大学院経済学研究科 助教授
酒井　豊	独立行政法人家畜改良ｾﾝﾀｰ 改良部長	横山　寛	スターゼン(株) 特販部長
坂本尚登	(財)流通ｼｽﾃﾑ開発ｾﾝﾀｰ 研究開発部次長		

（2）牛肉トレーサビリティ導入専門委員会（平成１５年度）

氏　名	所　　属	氏　名	所　　属
荒井　徹	(社)日本食肉協会 会長	櫻井　保	独立行政法人家畜改良ｾﾝﾀｰ 改良部長
幾田英之	生活協同組合ｺｰﾌﾟこうべ 生鮮食品部畜産食品統括	新山陽子	京都大学大学院農学研究科 教授　●委員長
池野賢司	(株)マルエツ商品本部 精肉部長	野須昭彦	伊藤ﾊﾑ(株)ﾐｰﾄﾊﾟｯｶｰ関東事業部 国内ﾋﾞｰﾌ部長
沓澤宏紀	全国農業協同組合連合会 畜産販売部総合課審査役	矢坂雅充	東京大学大学院経済学研究科 助教授
小林喜一	(財)日本食肉流通ｾﾝﾀｰ　理事	横山　寛	スターゼン(株)　特販部長
坂本尚登	(財)流通ｼｽﾃﾑ開発ｾﾝﾀｰ 研究開発部次長		

＜巻末資料＞

（１）トレーサビリティの手段・システムの電子化について

農林水産省が生鮮４品を対象に平成９年度から１３年度までに実施した「生鮮食品等取引電子化基盤開発事業」の成果から、以下のような標準コード等について抜粋して紹介する。

頁

１．食肉標準物流バーコード…… 51

２．食肉標準品名コード…… 54

３．生鮮共通商品コード…… 56

４．標準商品属性コード…… 56

食品取引の電子化に関してとくに重要とされるのが、本報告書の中で部分肉の情報伝達手段として紹介されている「食肉標準物流バーコード」である。このバーコードはUCC/EAN-128 と呼ばれる国際標準に準拠しており、EU ではと畜・解体以降の部分肉でUCC/EAN-128 にもとづくバーコードの表示が義務となっている。また、米国の大手パッカーでは主に物流管理でこのバーコードラベルが一般的に使用されている。

食肉標準物流バーコードに使用される商品コードが「食肉標準品名コード」である。これらの標準商品コードは、主に企業間の電子取引に利用することを想定して策定された。しかし、情報電子機器による情報交換や業務管理を取り入れている事業者は、トレーサビリティを導入する場合に標準商品コード等を使用することが有効である。もっとも本報告書で前述したように、情報伝達や情報管理は文書（手書きの伝票や管理台帳等）で行ってもかまわない。

なお、詳細は（財）食品流通構造改善促進機構が作成した「食肉流通の取引電子化導入・活用ガイド」や「食肉標準物流バーコード導入・利用マニュアル」を参照されたい。

これらのガイドやマニュアルでは、食肉流通の取引電子化に不可欠な

○食肉標準商品コード

○食肉ＥＤＩ標準メッセージ

○食肉標準物流バーコード

について解説されている。これらの解説は、（財）食品流通構造改善促進機構のホームページ(http://www.ofsi.or.jp/)からダウンロードすることもできる。

１．食肉標準物流バーコード

（１）食肉標準物流バーコードとは

まず、本文中の「段階別情報伝達・表示例」の部分肉製造・卸売段階で例示された、計量ラベルについて紹介する。

このラベルに表示されているバーコードを「食肉標準物流バーコード」と呼ぶ。部分肉のカートンおよび個別包装（シュリンクパック等）に貼付する物流ラベルに、全国で共通の食肉標準物流バーコードが表示されることにより、物流業務の効率化を図り、カートン単位で商品情報を追跡することが可能になる。この標準物流バーコードは部分肉製造段階でカートンに貼付され、主に製造業者の出荷管理業務、卸売業者の入出荷管理・棚卸業務で利用されるほか、生産者－消費者間の情報伝達手段の１つとして活用することが想定されている。

＜物流ラベルへの食肉標準物流バーコードの表示例＞

食肉標準物流バーコードは、海外の物流バーコード標準化の動向に合わせて、UCC/EAN－128 体系を採用している。

〈UCC/EAN－128 の仕組み〉

UCC/EAN-128 は、以下の２種類の項目で構成される。

・アプリケーション識別子（データの種類や表示形式を表わす識別番号。略称：AI）

・データ（「製造年月日」「重量」等の情報を表わす文字あるいは数字）

例

（２） ２種類のバーコード

食肉標準物流バーコードは、下記の２種類で構成される。

１）基本バーコード（必須）

基本となるバーコードは、以下のようなデータに対応して使用される。カートン全体の合計データ（セット品名、カートン重量など）を記載してカートンごとに１つのバーコードを表示する、または、部位のデータ（部位名、部位別重量など）を記載して１つのカートンに部位の数だけバーコードを表示する。箱の中に収める各部位の個包装（真空パック）に貼付されるラベルのバーコードも同様である。

①商品コード〔14 桁，AI=01〕

商品コードを表わす AI=01 は GTIN（Global Trade Item Number）14 桁を表示する。GTIN はﾁｪｯｸﾃﾞｼﾞｯﾄを除いた EAN（JAN）コード 12 桁の先頭に、PI（Package Indicator） 1 桁を設定し、ﾁｪｯｸﾃﾞｼﾞｯﾄ 1 桁を再計算した計 14 桁のことである。

JAN コード部の 12 桁は、JAN メーカーコード（７桁）と標準品名コード（５桁）で構成される。JAN メーカーコードは、加工元（部分肉を箱詰め、出荷する業者）のメーカーコードを表示する。

上図の「商品コード」体系の説明

（注）JAN メーカーコードは、2000 年以前に登録した企業は７桁だが、2001 年以降に新規登録した企業には９桁が付番されている。ただし、これから食肉標準物流バーコード表示の必要から JAN メーカーコードを新規登録する食肉関係メーカーで、標準品名コードを５桁で表示する必要のある企業は、登録に当たって、流通コードセンターに事前照会のうえ、７桁メーカーコードの貸与を受けることができる。

②重量〔6 桁，AI=3102〕

小数点以下２桁のキログラム表示を標準とする。なお、輸入品ではポンド表示のものもあるが、AI 識別子によりキログラム表示、ポンド表示のいずれも読み取り可能である。（ﾎﾟﾝﾄﾞ表示の AI は小数点２桁表示の場合「3202」）

③製造年月日〔6 桁，AI=11〕

部分肉を製造した年月日を表示する。なお賞味期限は、表示の義務があるので、ラベル上に文字でも表示することになる。

④カートンＩＤ〔最大 12 桁，AI=21〕

カートン単位に加工元が設定する連続番号を表示する。メーカーコードとカートンＩＤを組み合わせた番号をキーとすることにより、EDI 等を利用したより詳細な情報を入手しうるだけでなく、食肉の生産段階への追跡管理が可能になる。

なお、メーカー（加工元）が複数の工場を持つ場合は、工場番号＋連続番号とする。

２）補助バーコード（オプション）

基本バーコードに加えて、任意で以下の補助バーコードを表示することができる。補助バーコードは、以下のデータ項目から必要に応じて桁数を選択して、全体を 48 桁に収める。

①ロット番号〔最大 20 桁，AI=10〕

ロットを識別するための番号を表示する。ロットは、品質が同一と見なせる単位や、同一の加工指示により処理された単位等を表す。

②枝肉番号・カット規格番号〔最大 30 桁，AI=7002〕

枝肉番号およびカット規格番号を表示する。枝肉番号のみを表示し、カット規格番号は④（AI＝240）で別表示することも可能である。枝肉番号については下記の７桁とする。

ＸＸ	ＸＸＸＸ	Ｘ
工場番号(２桁)	枝番号(４桁)	左右識別(１桁)

（注１）工場番号はメーカーごとに設定する。

（注２）枝番号は工場ごとに指定する。

（注３）左右識別は左：１、右：２とする。

③個体識別番号（耳標番号）〔10 桁，AI=251〕

独立行政法人 家畜改良センターが付番管理する個体識別番号（耳標番号）を表示する。

④カット規格番号〔最大 30 桁，AI=240〕

メーカーが設定するカット規格等を表示する。カット規格は、メーカーが標準品名の部位以外に個別のスペックを使用している場合等に設定される。

２．食肉標準品名コード

（１）標準品名コードの定義

食肉標準物流バーコードの基本バーコードの先頭に表示される「商品コード」には、食肉標準品名コードを使用する。食肉標準品名コードは５桁で構成される。枝肉、部分肉、精肉のそれぞれでコードの構成は、以下のようになっている。

食肉標準品名コードの構成

畜種	枝肉･部分肉	精肉
牛、豚、鶏	×　×××　× 畜種　部位　「０」又は自由使用	×　××　□□ 畜種　部位　精肉 （上２桁）
上記以外 （羊、鴨など）	××　××× 畜種　部位	××　×　□□ 畜種　部位　精肉 （上１桁）

標準品名コードは、以下の考え方に基づいて設定されている。

（２）畜種コード

牛、豚、鶏等の畜種の区分を表す。牛については、さらに和牛、国産牛、輸入牛を識別する。主要な流通畜種である牛、豚、鶏は１桁、これ以外の畜種である羊等を指定する場合は２桁を使用する。

（３）部位コード

① 基本とした規格

以下の規格を基本として、現状の取引に合わせて部位を一部追加または削除している。

畜種	基準とした規格
牛	コマーシャル規格（(財)日本食肉流通センター） ただし、副生物は、(社)日本畜産副産物協会の分類基準
豚	コマーシャル規格（(財)日本食肉流通センター） ただし、副生物は、(社)日本畜産副産物協会の分類基準
鶏	食鶏取引規格および食鶏小売規格（(社)日本食鳥協会）
上記以外の畜種	それぞれ、上記の各畜種より類似の畜種の部位コードを利用する。

②海外名称との対応付け

標準部位コードでは、同一あるいは類似の部位であれば、名称が異なる場合も同じコードとしている。例えば、「チャックアイロール」は「かたロース」と同じコードとなる。

③分類方法および付番方法

部位の大分類を示す部位コードの１桁目は、表１に示すとおり、牛、豚、鶏で共通である。

表1　部位コードの分類方法および付番方法

部位コード	大分類名
１００番台～２００番台	枝肉／丸どり
３００番台	まえ系
４００番台	ばら系／むね肉
５００番台	ロイン系
６００番台	もも系／もも肉
７００番台	その他の部位／副品目
８００番台	副生物／副品目
９００番台	（予備）

なお、セット商品については、次のように設定する。

ａ．１頭分または半頭分のセット商品

それぞれ 100 番台および 200 番台にセット名称が登録される。

ｂ．大分類の同じ部位を組み合わせたセット商品

各大分類ごとにセット名称が登録される。

ｃ．大分類の異なる部位を組み合わせたセット商品

標準化の対象外とであるので、表１の９００番台を使用して、取引当事者間で自由に設定することができる。

（４）精肉コード

精肉コードは、「ステーキ用」や「焼き肉用」等のスライス加工した商品に対するコードである。部分肉と精肉のコードは、以下のように利用する。

部分肉　「かたロース」

8 1 320 0　和牛　かたロース

部位コードの上２桁「３２」

7 1 32 54　和牛　かたロース　すき焼き用

精肉　「すき焼き用」　「かたロース」

（５）対象商品の範囲

食肉標準品名コードは、枝肉、部分肉、精肉を対象とする。加工品（ハム・ソーセージ、ハンバーグや焼き鳥等の調理済み・クックレディー商品等）は基本的には対象外となる。しかし加工品ではすでにＪＡＮコード の付けられた商品が多く、メーカーを特定する必要性も高いことから、ＪＡＮコードを利用する。

３．生鮮共通商品コード

企業間の取引情報交換を電子的に行う（EDI 取引）場合、次のような 13 桁で商品を表す。このコードを「生鮮共通商品コード」と呼ぶ。

食肉の生鮮共通商品コード体系（枝肉･部分肉）

４９２２	８	××××××	００	C/D
生鮮フラグ	部分肉を表すフラグ	標準品名コード		ﾁｪｯｸﾃﾞｼﾞｯﾄ

食肉の生鮮共通商品コード体系（精肉）

４９２２	７	×××□□	００	C/D
生鮮フラグ	精肉を表すフラグ	標準品名コード		ﾁｪｯｸﾃﾞｼﾞｯﾄ

４．標準商品属性コード

商品属性コードの一部詳細については、次頁の「食肉標準商品コード表」を参照されたい。

食肉標準商品コード表

１．品名コード表

(1)畜種コード

畜種コード	名　　称	摘　　要
1	和牛	黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種を指す。
2	国産牛	原産国（注）が日本であり、和牛以外の牛を指す。ただし、生体を輸入した場合は、輸入した日から３ヵ月以内にと畜して生産したものを除く。
3	輸入牛	原産国（注）が日本以外である牛を指す。ただし、生体を輸入した場合は、輸入した日から３ヵ月以内にと畜して生産したものを含む。
4	国産豚	原産国（注）が日本である豚を指す。ただし、生体を輸入した場合は、輸入した日から２ヶ月以内に畜として生産したものを除く。
5	輸入豚	原産国（注）が日本以外である豚を指す。ただし、生体を輸入した場合は、輸入した日から２ヶ月以内に畜として生産したものを含む。
6	国産鶏	原産国（注）が日本である鶏を指す。ただし、生体を輸入した場合は、輸入した日から１ヶ月以内に畜として生産したものを除く。
7	輸入鶏	原産国（注）が日本以外である鶏を指す。ただし、生きた鶏を海外から輸入した場合は、輸入した日から１ヶ月以内に畜として生産したものを含む。
	牛・豚に類似した畜種	
81	子牛	
82	馬	
83	羊	
84	山羊	
85	いのしし	
86	いのぶた	
87	鹿	
89	その他	
	鶏に類似した畜種	
91	あひる	
92	かも	
93	あいがも	
94	きじ	
95	七面鳥	
96	ほろほろ鳥	
97	はと	
99	その他	

（注）　食肉における原産国とは、と畜された時点の国を指す

(2)部位コード

① 牛

部位コード		名　称
100		枝肉
	101	セット
	102	セット C
190		その他枝肉
	191	その他セット
200		枝肉半丸(サイド)
	201	半丸セット
	202	半丸セット C
210		骨付きとも
220		骨付きとも(ばらなし)
290		その他半丸枝肉
	291	その他半丸セット
300		骨付まえ
	301	まえセット
	302	まえセット C
310		ネック
	311	ネック S
	312	ネック A
320		かたロース(くらした)
	321	ネック付きかたロース
	322	かたロース S
	323	かたロース A
	324	かたロース B
	325	かたロース C
330		かたばら
	331	かたばら A(三角ばら)
	332	かたばら B(ブリスケット)
	333	かたばら C
	334	かたばら D
340		かた(うで、しゃくし)
	341	かた S
	342	とうがらし(チャックテンダー)
350		まえずね(すね)
	351	まえずね S
390		その他まえ

部位コード		名　称
400		骨付ともばら
	401	ともばらセット
	402	ともばらセット C
410		ともばら
420		うちばら
	421	ともばら A
	422	ともばら B
430		そとばら
	431	ともばら C
	432	ともばら D
440		かいのみ・ささみ
	441	かいのみ(フラップミート)
	442	フランク(ささみ)
490		その他ばら
500		骨付ロイン
	501	骨付ロイン(ヒレなし)
	502	ロインセット
	503	ロインセット C
510		リブロース
	511	リブロース S
	512	リブロース芯(リブアイロール)
	513	リブロースかぶり(リブキャップ)
520		サーロイン
	521	サーロイン S
	522	サーロインA
	523	サーロインB
530		ヒレ(ヘレ)
	531	ヒレA
	532	ヒレB
590		その他ロイン

部位コード		名　称
600		骨付もも
	601	ももセット
	602	ももセット C
610		うちもも
	611	うちももS
	612	うちももかぶり
	613	うちももA
	614	うちももB
620		しんたま
	621	しんたまS
	622	ともさんかく(トライチップ)
630		らんいち
	631	らんぷ
	632	いちぼ(クーレット)
640		そともも(はばきなし)
	641	そともも(はばき付)
	642	そともSS
	643	はばき(ヒール)
	644	しきんぼ(アイラウンド)
650		ともずね(はばき付)
	651	ともずね
	652	ともずねS
690		その他もも
710		
	711	小肉(トリミングミート)
	712	挽材(正肉)
	713	小間材
	714	切り落とし
	715	すじ
720		骨
730		脂肪
	731	脂肪
	732	天然脂
790		その他部位

(3)精肉コード

精肉コード		名称
10		ブロック
	11	ブロック
	12	ブロック，糸かけ
	13	スペアリブ
	14	切り身
	19	その他ブロック
20		角切り
	21	カレーシチュー用
	22	BBQ用
	29	その他角切り
30		厚切り
	31	ステーキ用
	32	サイコロステーキ用
	33	とんかつ用
	34	一口かつ用
	35	カツレツ用
	39	その他厚切り
50		薄切り
	51	薄切り
	52	焼肉用
	53	カルビ焼き用
	54	すき焼き用
	55	しゃぶしゃぶ用
	56	牛丼用
	57	生姜焼き用
	58	切り落とし
	59	その他
70		細切れ
80		挽肉
	81	挽肉(ミンチ)
	82	赤身挽肉
	83	合挽
	89	その他挽肉
90		その他

2. 商品属性コード表

(1)態様コード

態様コード	名称
2	チルド
3	フローズン
9	その他

(2)品種コード

品種コード	名称	備考
10	和種	
11	黒毛和種	
12	褐毛和種	
13	日本短角種	
14	無角和種	
20	交雑種	
30	乳用種・肉用種	畜種毎に乳用／肉用比率が異なるものの、乳用種、肉用種ともに両用の場合が一般的であるため、区分しないこととする。
31	ホルスタイン種	
32	アバンディーン・アンガス種	
33	ヘレフォード種	
34	シャロレー種	
35	その他の乳用種・肉用種	
90	その他	

(3)性別コード

性別コード	名称
10	雄
11	去勢
12	非去勢(ブル)
20	雌
21	経産
22	未経産
30	子
90	その他

(4)原産地コード

① 県コード

県コード	漢字	カナ	県コード	漢字	カナ
01	北海道	ホッカイドウ	25	滋賀県	シガケン
02	青森県	アオモリケン	26	京都府	キョウトフ
03	岩手県	イワテケン	27	大阪府	オオサカフ
04	宮城県	ミヤギケン	28	兵庫県	ヒョウゴケン
05	秋田県	アキタケン	29	奈良県	ナラケン
06	山形県	ヤマガタケン	30	和歌山県	ワカヤマケン
07	福島県	フクシマケン	31	鳥取県	トットリケン
08	茨城県	イバラキケン	32	島根県	シマネケン
09	栃木県	トチギケン	33	岡山県	オカヤマケン
10	群馬県	グンマケン	34	広島県	ヒロシマケン
11	埼玉県	サイタマケン	35	山口県	ヤマグチケン
12	千葉県	チバケン	36	徳島県	トクシマケン
13	東京都	トウキョウト	37	香川県	カガワケン
14	神奈川県	カナガワケン	38	愛媛県	エヒメケン
15	新潟県	ニイガタケン	39	高知県	コウチケン
16	富山県	トヤマケン	40	福岡県	フクオカケン
17	石川県	イシカワケン	41	佐賀県	サガケン
18	福井県	フクイケン	42	長崎県	ナガサキケン
19	山梨県	ヤマナシケン	43	熊本県	クマモトケン
20	長野県	ナガノケン	44	大分県	オオイタケン
21	岐阜県	ギフケン	45	宮崎県	ミヤザキケン
22	静岡県	シズオカケン	46	鹿児島県	カゴシマケン
23	愛知県	アイチケン	47	沖縄県	オキナワケン
24	三重県	ミエケン			

（２）牛肉トレーサビリティ関連法規・規程一覧

頁

１．法律・政令・省令一覧 …… 65

①牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
（平成１５年法律第７２号）

②牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令
（平成１５年政令第３００号）

③牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則
（平成１５年農林水産省令第７２号）

２．施行通知・運用通知一覧 …… 84

④牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行について
（平成１５年７月２日付け１５生畜第２０６８号農林水産事務次官依命通知）

⑤牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の運用について
（平成１５年７月２日付け１５生畜第２０７２号農林水産省消費安全局長及び
農林水産省生産局長通知）

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法及び同施行令並びに施行規則

法　　律	政　　令	省　　令	備　　考
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）	**牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令**（政令第 300 号） 内閣は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第二条第四項及び第五項、第四条第二項、第十四条第三項並びに第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。	**牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則**（農林水産省令第 72 号） 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第二条第一項及び第三項、第三条第一項第九号及び第二項、第六条、第七条、第八条、第九条第一項から第三項まで、第十条第三項、第十一条、第十二条、第十三条、第十四条第三項、第十五条（第十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項、第十七条、第十九条第六項並びに附則第二条第二項並びに牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百号）第四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則を次のように定める。	事務次官通知 ⇒「事」 局長通知 ⇒「局」
目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　牛個体識別台帳（第三条―第七条） 第三章　牛の出生等の届出及び耳標の管理（第八条―第十三条） 第四章　特定牛肉の表示等（第十四条―第十八条） 第五章　雑則（第十九条―第二十二条） 第六章　罰則（第二十三条・第二十四条） 附則		目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　牛個体識別台帳（第三条―第六条） 第三章　牛の出生等の届出及び耳標の管理（第七条―第十九条） 第四章　特定牛肉の表示等（第二十条―第二十七条） 第五章　雑則（第二十八条・第二十九条） 附則	
第一章　総則 （目的） 第一条　この法律は、牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の		第一章　総則	事　第1

実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とする。			
（定義） 第二条　この法律において「個体識別番号」とは、牛（農林水産省令で定めるものを除く。以下同じ。）の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号をいう。		（法第二条第一項の農林水産省令で定める牛） 第一条　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定める牛は、次のとおりとする。 一　出生直後に死亡した牛 二　輸入された牛のうち、家畜防疫官（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に規定する家畜防疫官をいう。以下この号において同じ。）が指定すると畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）に規定すると畜場をいう。以下同じ。）に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従って輸送され当該と畜場でとさつされる牛	事　第２の１ 局　第１の１
２　この法律において「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者（当該牛の運送の委託を受けた運送業者を除く。）をいう。			事　第２の２ 局　第１の２
３　この法律において「特定牛肉」とは、食用に供される牛の肉（これを原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したものその他の農林水産省令で定めるものを除く。）であって、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られたものをいう。		（法第二条第三項の農林水産省令で定める牛の肉） 第二条　法第二条第三項の農林水産省令で定める牛の肉は、次のとおりとする。 一　食用に供される牛の肉（以下単に「牛肉」という。）を原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したもの 二　牛肉を肉ひき機でひいたもの 三　牛肉の整形に伴い副次的に得られたもの	事　第２の３
４　この法律において「特定料理」とは、牛の肉を主たる材料とする料理であって政令で定めるものをいう。	（政令で定める料理） 第一条　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める料理は、焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き及びステーキとする。		事　第２の４
５　この法律において「販売業者」とは、牛の肉の販売の事業を行う者をいい、「特定料理提供業者」とは、特	（特定料理提供業者の要件） 第二条　法第二条第五項の政令で定める要件は、次の各		事　第２の５ 局　第１の３

定料理の提供の事業を行う者であって政令で定める要件に該当するものをいう。	号のいずれにも該当するものであることとする。 一　料理の提供を主たる事業としていること。 二　その者の提供する料理が主として特定料理であること。		第１の４	
第二章　牛個体識別台帳 （牛個体識別台帳の作成） 第三条　農林水産大臣は、牛個体識別台帳を作成し、当該台帳に牛ごとに次に掲げる事項を記録するものとする。 一　個体識別番号 二　出生又は輸入の年月日 三　雌雄の別 四　輸入された牛以外の牛については、母牛（当該牛を出産した雌の牛をいう。以下同じ。）の個体識別番号 五　輸入された牛については、輸入した者（以下「輸入者」という。）の氏名又は名称及び住所 六　管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日 七　牛の飼養のための施設（以下「飼養施設」という。）の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 八　とさつ、死亡又は輸出の年月日 九　その他農林水産省令で定める事項		第二章　牛個体識別台帳	事　第３の１	
		（法第三条第一項第九号の農林水産省令で定める事項） 第三条　法第三条第一項第九号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　牛の種別 二　牛の管理者の連絡先 三　輸入された牛については、輸入先の国名及び輸入者の連絡先 四　とさつされた牛については、と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の	事　第３の１の（１）のケ	法第３条

		名称及び所在地 五　輸出された牛については、輸出先の国名並びに輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ２　前項第一号の牛の種別は、次に掲げるものとする。 一　黒毛和種 二　褐毛和種 三　日本短角種 四　無角和種 五　第一号に掲げる種と第二号に掲げる種との交雑により生じた種（この種と第一号又は第二号に掲げる種との交雑により生じた種を含む。） 六　和牛間交雑種 七　肉専用種 八　ホルスタイン種 九　ジャージー種 十　乳用種 十一　交雑種 ３　前項第六号に規定する「和牛間交雑種」とは、同項第一号から第四号までに掲げる種間の交雑により生じた種（この種と同項第一号から第五号までに掲げる種との交雑により生じた種を含み、同項第五号に掲げる種を除く。）をいい、同項第七号に規定する「肉専用種」とは、牛肉の生産を目的として飼養される牛であって親の牛が同項第八号から第十号までに掲げる種の牛でないものの種（同項第一号から第六号まで及び同項第十一号に掲げる種を除く。）をいい、同項第十号に規定する「乳用種」とは、その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種（同項第八号及び第九号に掲げる種を除く。）をいい、同項第十一号に規定する「交雑種」とは、同項第一号から第七号までに掲げる種と同項第八号から第十号までに掲げる種との交雑により生じた種（この種と同項第八号から第十号までに掲げる種との交雑により生じた種を含む。）をいう。	
２　農林水産大臣は、管理者又は飼養施設に変更があったときは、農林水産省令で定めるところにより、前項第六号又は第七号に掲げる事項の変更に係る記録を行		（変更に係る記録） 第四条　農林水産大臣は、法第三条第二項に定めるところにより、管理者又は飼養施設に変更があったときは、	事　第３の１の（２）

うとともに、当該変更前の管理者又は飼養施設に係る同項第六号又は第七号に掲げる事項及びその管理又は飼養の終了の年月日を併せて記録するものとする。		遅滞なく、当該変更後の管理者又は飼養施設に係る同条第一項第六号又は第七号に掲げる事項を記録するとともに、当該変更前の管理者又は飼養施設に係る同項第六号又は第七号に掲げる事項及びその管理又は飼養の終了の年月日を併せて記録するものとする。	
３　牛個体識別台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとする。			事　第３の１の（３）
（牛個体識別台帳の記録等） 第四条　牛個体識別台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。 ２　農林水産大臣は、牛個体識別台帳の記録を、牛のとさつ、死亡又は輸出の日から政令で定める期間保存するものとする。	（牛個体識別台帳の記録の保存期間） 第三条　法第四条第二項の政令で定める期間は、三年とする。		事　第３の２
（牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置） 第五条　農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、第八条及び第十一条から第十三条までの規定による届出をすべき者に対する届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じるものとする。 ２　牛個体識別台帳に記録されている牛の管理者は、当該牛に係る牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、農林水産大臣に対し、その旨を申し出ることができる。		（記録の漏れ又は誤りがあったときの申出） 第五条　法第五条第二項の規定による申出は、次に掲げる事項につき、書面又は電子情報処理組織（農林水産大臣の使用に係る電子計算機と、申出を行う者の使用に係る電子計算機等（電子計算機、ファクシミリ装置又は電話機をいう。以下同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行わなければならない。この場合において、牛個体識別台帳に記録された事項のうち、他の者の届出に基づき、又は農林水産大臣の職権で記録された事項に関する申出をするときは、記録の漏れ又は誤りがあることを証する書面を添付しなければならない。	事　第３の３

	一　管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 二　当該牛の個体識別番号 三　漏れ又は誤りがある事項及び当該事項について新たに記録すべき内容	
（牛個体識別台帳に関する情報の公表） 第六条　農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録された事項（管理者の氏名又は名称その他の農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。	（法第六条の農林水産省令で定める事項） 第六条　法第六条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 二　管理の開始及び終了の年月日 三　飼養施設の所在地（都道府県名を除く。） 四　輸入者の氏名又は名称、住所及び連絡先 五　と畜者の氏名又は名称及び連絡先 六　輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先	事　第３の４ 局　第２
（農林水産省令への委任） 第七条　この章に規定するもののほか、牛個体識別台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。		
第三章　牛の出生等の届出及び耳標の管理	第三章　牛の出生等の届出及び耳標の管理	
（出生及び輸入の届出） 第八条　牛が出生したときは、その管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。	（出生の届出） 第七条　法第八条第一項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織（農林水産大臣の使用に係る電子計算機と、届出を行う者の使用に係る電子計算機等とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この章において同じ。）を使用する方法により行わなければならない。 ２　法第八条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　牛の種別（第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。） 二　管理者の連絡先	事　第４の１の（１） 局　第３
２　牛を輸入したときは、その輸入者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、輸入の年月日、雌雄の別、輸入者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の	（輸入の届出） 第八条　法第八条第二項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければ	事　第４の１の（２）

所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。	ならない。 ２　法第八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　牛の種別 二　輸入先の国名	
（耳標の装着） 第九条　農林水産大臣は、前条の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る牛の個体識別番号を決定し、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、これを当該届出をした牛の管理者又は輸入者に通知するものとする。	（個体識別番号の通知） 第九条　農林水産大臣は、法第九条第一項の規定による通知を行うときは、書面、口頭又は電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。	事　第４の２
２　牛の管理者又は輸入者は、前項の規定による通知を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、牛の両耳にその個体識別番号を表示した耳標（農林水産省令で定める規格に適合するものに限る。以下同じ。）を着けなければならない。	（耳標の装着の方法） 第十条　牛の管理者又は輸入者は、法第九条第二項及び第三項の規定により耳標を着けるときは、個体識別番号が容易に判読できるように行わなければならない。	局　第４の１
３　牛の管理者は、耳標が滅失し、き損し、又はこれに表示された個体識別番号の識別が困難となった場合には、農林水産省令で定めるところにより、新たにその個体識別番号を表示した耳標を着けなければならない。 ４　農林水産大臣は、牛のいずれかの耳に耳標がないとき又は耳標に表示されている個体識別番号の識別が困難であるときは、その牛の管理者に対し、当該牛の個体識別番号を表示した耳標を着けるべきことを命じ、又は自ら耳標を着けることができる。	（耳標の規格） 第十一条　法第九条第二項の農林水産省令で定める耳標の規格は、次のとおりとする。 一　装着した後、容易に脱落しない構造であること 二　取り外した後、再び装着することができない構造であること 三　個体識別番号が容易に判別できる色及び大きさであること 四　個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること	

（耳標の取り外し等の禁止）

第十条　何人も、前条第二項から第四項までの規定により牛の耳に着けられた耳標（以下この条において単に「耳標」という。）を取り外し、その他個体識別番号の識別を困難にする行為をしてはならない。

2　何人も、両耳に耳標が着けられていない牛の譲渡し若しくは引渡し（以下「譲渡し等」という。）又は譲受け若しくは引取り（以下「譲受け等」という。）をしてはならない。

3　牛が耳の疾患にかかっているときその他の農林水産省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、前二項の規定にかかわらず、耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等をすることができる。この場合には、当該牛の管理者は、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号を識別するための措置を講じなければならない。

（譲渡し等及び譲受け等の届出）

第十一条　牛の管理者又は輸入者は、牛の譲渡し等をしたときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び当該譲渡し等の年月日その他農林水産

事　第４の３

（耳標の取り外し等に係るやむを得ない事由）

第十二条　法第十条第三項の農林水産省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

一　牛が耳の疾患にかかっているとき

二　牛の耳に外傷があるとき

三　耳標の劣化等により個体識別番号の判読が困難となった耳標の取替えを行う必要があるとき

四　譲渡し若しくは引渡しの直前又は輸送中に耳標が脱落したとき

五　その他農林水産大臣が特に必要があると認めるとき

（個体識別番号を識別するための措置）

第十三条　法第十条第三項の規定により耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等をする場合には、当該牛の管理者は、当該牛の個体識別番号を識別するため、次に掲げる措置のいずれかを講じなければならない。

一　取り外した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛の耳以外の部分にひも等で取り付けること

二　当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等により記載すること

（譲渡し等の届出）

事　第４の４
局　第５

第十四条　法第十一条第一項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

2　法第十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、

省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。	次のとおりとする。 一　管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 二　譲渡し等の相手方の連絡先 三　飼養の終了の年月日
2　前項の規定により牛の譲受け等をした者（第十三条第二項のと畜者及び同条第三項の輸出者を除く。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称及び住所、当該牛の個体識別番号、譲受け等の相手方の氏名又は名称及び当該譲受け等の年月日、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。	（譲受け等の届出） 第十五条　法第十一条第二項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。 2　法第十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 二　譲受け等の相手方の連絡先 三　飼養の開始の年月日
（変更の届出） 第十二条　前条に規定する場合のほか、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。	（変更の届出） 第十六条　法第十二条の規定による届出は、次に掲げる事項につき、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。 一　管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 二　当該牛の個体識別番号 三　変更があった事項（新旧の対照を明示すること。） 四　変更の年月日	事　第４の５
（死亡、とさつ及び輸出の届出） 第十三条　牛が死亡（とさつによる死亡を除く。）したときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、死亡の年月日その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。	（死亡の届出） 第十七条　法第十三条第一項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。 2　法第十三条第一項の農林水産省令で定める事項は、管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先とする。	事　第４の６の（1） 局　第６
2　牛をとさつした者（以下「と畜者」という。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、とさつの年月日、譲受け等の相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。	（とさつの届出） 第十八条　法第十三条第二項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。 2　法第十三条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。	事　第４の６の（2）

法第14条			
		一　と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地 二　譲受け等の相手方の連絡先	
3　牛を輸出した者（以下「輸出者」という。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、輸出の年月日、譲受け等の相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。		（輸出の届出） 第十九条　法第十三条第三項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。 2　法第十三条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先 二　譲受け等の相手方の連絡先 三　飼養施設の所在地 四　輸出先の国名	事　第４の６の（３）
第四章　特定牛肉の表示等 （と畜者による個体識別番号の表示等） 第十四条　と畜者は、牛をとさつした後、当該とさつした牛から得られた特定牛肉を他の者に引き渡すときは、当該特定牛肉に当該牛の個体識別番号を表示しなければならない。 2　と畜者は、前項の規定による個体識別番号の表示に代えて、個体識別番号以外の番号又は記号で牛の個体を識別することができるものを表示することができる。この場合には、と畜者は、特定牛肉の引渡しを受ける者に対し、当該番号又は記号に対応する牛の個体識別番号を明らかにした書面を交付しなければならない。		第四章　特定牛肉の表示等	事　第５の１
3　と畜者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、特定牛肉の引渡しの相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって農林水産省令で定めるものにより提供することができる。この場合においては、当該と畜者は、当該書面を交付したものとみなす。	（情報通信の技術を利用する方法） 第四条　と畜者は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、特定牛肉の引渡しの相手方（次項において「相手方」という。）に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	（情報通信の技術を利用する方法） 第二十条　法第十四条第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　と畜者の使用に係る電子計算機と特定牛肉の引渡しの相手方（以下この条において「相手方」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に	

		備えられたファイルに記録する方法 ロ　と畜者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第十四条第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、と畜者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２　前項に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。 ３　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、と畜者の使用に係る電子計算機と、相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 第二十一条　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令第四条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一　前条第一項各号に規定する方法のうちと畜者が使用するもの 二　ファイルへの記録の方式		
（販売業者による個体識別番号の表示等） 第十五条　販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。 ２　前項の場合においては、販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛	２　前項の規定による承諾を得たと畜者は、相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	（販売業者による個体識別番号の表示方法） 第二十二条　法第十五条第一項に規定する個体識別番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所（不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。）に、明瞭にしなければならない。 （農林水産省令で定める頭数） 第二十三条　法第十五条第二項第二号（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定	事　第５の２

肉の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができる。

一　いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。

二　農林水産省令で定める頭数以下の牛から得られた特定牛肉であること。

3　第一項の場合においては、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、個体識別番号の表示に代えて、荷口番号（個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するものをいう。以下この条において同じ。）を表示することができる。

4　前項の場合には、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称を併せて表示するとともに、当該特定牛肉の販売の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならない。ただし、他の者が定めた荷口番号を表示する場合において、農林水産省令で定めるところにより、当該他の者の氏名又は名称を表示したときは、この限りでない。

（特定料理提供業者による個体識別番号の表示等）

第十六条　特定料理提供業者は、特定料理（特定牛肉を主たる材料とするものに限る。以下同じ。）の提供をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、当該特定料理の主たる材料である特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、「一の特定牛肉」とあるのは「一の特定料理」と、「特定牛肉の販売」とあるのは「特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供」と、同条第三項中「販売業者」とあるのめる頭数は、五十とする。

（販売業者による荷口番号の表示方法）

第二十四条　法第十五条第三項（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する荷口番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所（不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。）に、明瞭にしなければならない。

（販売業者の氏名又は名称の表示方法）

第二十五条　法第十五条第四項前段（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により販売業者の氏名又は名称を表示するときは電話番号その他の連絡先を併せて表示しなければならない。

2　法第十五条第四項後段（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により他の者の氏名又は名称を表示するときは、電話番号その他の連絡先を併せて表示しなければならない。

（特定料理提供業者による個体識別番号の表示方法）　事　第５の３

第二十六条　法第十六条第一項に規定する個体識別番号の表示は、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、明瞭にしなければならない。

は「特定料理提供業者」と、同条第四項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、「当該特定牛肉の販売の相手方、消費者」とあるのは「当該特定料理の提供の相手方」と読み替えるものとする。

（帳簿の備付け等）

第十七条　と畜者、販売業者及び特定料理提供業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿（磁気ディスクをもって調整するものを含む。以下同じ。）を備え、特定牛肉の引渡し若しくは販売又は特定料理の提供に関し農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

（帳簿）　事　第５の４

第二十七条　と畜者、販売業者及び特定料理提供業者は、法第十七条に規定する帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後二年間保存しなければならない。

２　法第十七条に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　と畜者　引渡しに係る特定牛肉ごとに、当該特定牛肉に対応する個体識別番号、当該引渡しの年月日、当該引渡しの相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該特定牛肉の重量

二　販売業者　販売に係る特定牛肉ごとに次のイ及びロに掲げる事項（販売の相手方が不特定かつ多数の者である場合にあってはロに掲げる事項を除く。）

イ　仕入れに係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の個体識別番号又は荷口番号（法第十五条第三項に規定する荷口番号をいう。以下この条において同じ。）、当該仕入れの年月日、当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該仕入れに係る特定牛肉の重量

ロ　販売に係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の個体識別番号又は荷口番号、当該販売の年月日、当該販売の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該販売に係る特定牛肉の重量

三　特定料理提供業者　提供に係る特定料理の主たる材料とした特定牛肉ごとに、仕入れに係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の個体識別番号又は荷口番号、当該仕入れの年月日、当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該仕入れに係る特定牛肉の重量

（勧告及び命令）　事　第５の５

第十八条　農林水産大臣は、と畜者が第十四条第一項又は第二項の規定を遵守していないと認めるときは、当該と畜者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

２　農林水産大臣は、販売業者が第十五条第一項、第二項又は第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該販売業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

３　農林水産大臣は、特定料理提供業者が第十六条第一項又は同条第二項において読み替えて準用する第十五条第二項若しくは第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定料理提供業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

４　農林水産大臣は、前三項に規定する勧告を受けたと畜者、販売業者又は特定料理提供業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章　雑則

（報告及び検査）

第十九条　農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、牛の管理者、輸入者若しくは輸出者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該牛の管理者、輸入者若しくは輸出者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、と畜者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該と畜者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉の一部を無償で集取させることができる。

３　農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、販売業者若しくは特定料理提供業

第五章　雑則

事　第６の１

者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該販売業者若しくは特定料理提供業者の事務所、事業場、店舗その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉若しくは特定料理を集取させることができる。ただし、特定牛肉又は特定料理を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。 4　前三項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 5　第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 6　第一項から第三項までに規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。		（身分を示す証明書の様式） 第二十八条　法第十九条第四項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。 （権限の委任） 第二十九条　法第十九条第一項から第三項までに規定する農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。	
（独立行政法人家畜改良センターへの委任） 第二十条　農林水産大臣は、独立行政法人家畜改良センターに、第二章及び第三章に規定する事務のうち政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。	（独立行政法人家畜改良センターの行う事務） 第五条　法第二十条の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 一　牛個体識別台帳の作成及び記録に関する事務 二　牛個体識別台帳の記録の保存に関する事務 三　牛個体識別台帳の正確な記録を確保するために必要な措置に関する事務 四　法第五条第二項の規定に基づく申出の受理に関する事務 五　牛個体識別台帳に記録された事項の公表に関する事務 六　法第八条及び第十一条から第十三条までの規定に基づく届出の受理に関する事務 七　個体識別番号の決定及び通知に関する事務		事　第６の２
（関係行政機関等の協力） 第二十一条　農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対			事　第６の３

し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

（経過措置）

第二十二条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章　罰則

第二十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八条又は第十一条から第十三条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第九条第二項若しくは第三項又は第十条の規定に違反した者

三　第九条第四項又は第十八条第四項の命令に違反した者

四　第十七条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者

五　第十九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附　則

附　則

（施行期日） 第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四章、第十九条第三項並びに第二十三条第三号（第十八条第四項に係る部分に限る。）、第四号及び第五号（第十九条第三項に係る部分に限る。）の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 （経過措置） 第二条　この法律の施行の際現に存する牛（以下「既存牛」という。）については、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに第三項において準用する第九条第一項の規定による通知があったときは、その通知があった日）までの間は、第二章及び第三章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、適用しない。 ２　既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。 ３　第九条第一項の規定は、前項の届出について準用する。 ４　既存牛に関する第三条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）」と、同項第二号中「出生又は輸入の年月日」とあるのは「附則第二条第二項の規定による届出の年月日」と、同項第六号中「年月日」とあるのは「年月日（この法律の施行の際における管理者については、その旨）」と、同項第七号中「年月日」とあるのは「年月日（この法律の施行の際における飼養施設については、その旨）」とする。 第三条　既存牛が施行日から起算して六月を経過する日（その日までに前条第三項において準用する第九条第一項の規定による通知があったときは、その通知があ	附　則 この政令は、法の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。ただし、第四条の規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年十二月一日）から施行する。	（施行期日） 第一条　この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、第四章の規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。 （既存牛の届出） 第二条　法附則第二条第二項の農林水産省令で定める事項は、管理者の連絡先とする。	事　第７の１

った日）までの間に出産した牛に関する第三条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第四号に掲げる事項を除く。）」と、第八条第一項中「雌雄の別、母牛の個体識別番号」とあるのは「雌雄の別」とする。

第四条　附則第一条ただし書に規定する日前にとさつした牛から得られた特定牛肉については、第四章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、適用しない。

（罰則）

第五条　附則第二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（独立行政法人家畜改良センター法の一部改正）

第八条　独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次の一号を加える。

三　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第二十

事　第７の２

事　第７の３

（独立行政法人家畜改良センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）　事　第７の４

第三条　独立行政法人家畜改良センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十号を第十一号とし、第八号及び第九号を一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

条の政令で定める事務		八　センター法第十条第二項第三号に規定する牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第二十条の政令で定める事務に関する事項	

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る施行通知及び運用通知

施　行　通　知	運　用　通　知	備　　考
１５生畜第２０６８号 平成１５年７月２日 農林水産事務次官 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行について 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成１５年法律第７２号。以下「法」という。）は、平成１５年６月１１日に公布され、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行期日を定める政令（平成１５年政令第２９９号。以下「施行日政令」という。）によって、法附則第１条ただし書の規定を除く規定については平成１５年１２月１日から、法附則第１条ただし書の規定については平成１６年１２月１日から、それぞれ施行することとされた。また、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令（平成１５年政令第３００号。以下「令」という。）及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成１５年農林水産省令第７２号。以下「規則」という。）が平成１５年７月２日に公布され、いずれも法の施行の日（平成１５年１２月１日）から施行することとされた（ただし、令及び規則の規定のうち、牛肉の表示等に関する規定については、法附則第１条ただし書の規定の施行の日（平成１６年１２月１日）から施行することとされた。）。 これらの法令の趣旨、概要及び留意すべき事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係者への周知徹底と今後の法の円滑かつ的確な運用につき、特段の御配慮をお願いする。 以上、命により通知する。 記 第１　法制定の趣旨 平成１３年９月、我が国で初めて牛海綿状脳症（以下「ＢＳＥ」という。）の患畜が確認され、牛肉消費の急激な冷え込み、牛肉価格の暴落といった状況が発生したところである。 他方、ＢＳＥは、患畜が確認された場合、家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号。以下「家伝法」という。）に基づき、当該患畜の死体の焼却や畜舎の消	１５生畜第２０７２号 平成１５年７月２日 農林水産省消費・安全局長 農林水産省生産局長 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の運用について 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「法」という。）に基づく個体識別情報の伝達制度の運用に当たっては、法、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令（平成15年政令第300号。以下「令」という。）、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号。以下「規則」という。）及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行について（平成15年7月２日付け15生畜第2068号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）によるほか、下記事項に御留意の上、関係者への周知徹底、指導等本制度の円滑かつ適切な実施につき御配慮をお願いする。 記	

毒のほか、当該患畜と同居したことがある牛（いわゆる「同居牛」）の移動制限（家伝法第１４条第３項）、「疑似患畜」の特定、殺処分（家伝法第１７条）等のまん延防止措置を実施することになる。このようなまん延防止措置を迅速に実施するためには、できるだけ早く同居牛や疑似患畜を特定する必要があるが、ＢＳＥは、他の家畜伝染病と比べ、潜伏期間が２年から８年と極めて長いため、牛の移動記録等を過去にさかのぼって確認していたのでは、時間がかかってしまうことから、牛１頭ごとに所在等の情報を一元的に管理し、患畜発生時に迅速に検索できるシステムを構築する必要がある。

また、牛肉は、ＢＳＥの発生により大きく減退した消費が未だ発生前の水準にまで回復しておらず、「全頭検査を実施しても不安」という消費者が未だ多数見受けられる中で、牛肉に対する消費者の信頼を特に強く確保する必要がある。他方、ＢＳＥの発生により大きな社会的混乱を経験したＥＵでは、ＢＳＥの発生を契機として、牛肉流通の透明性の確保によって牛肉に対する消費者の信頼を確保するため、２０００年９月１日以降にと畜された牛から得られる牛肉について、個体識別番号等の表示が義務化されている。

法は、このような状況にかんがみ、ＢＳＥのまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る牛の個体の識別のための情報（以下「個体識別情報」という。）の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的として、牛個体識別台帳の作成及び耳標の装着による牛の個体識別のための情報の管理、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られた牛肉の販売業者等による牛の個体識別番号の表示等の措置を講ずることとしたものである。

第２　定義

１　個体識別番号

法において「個体識別番号」とは、牛の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号をいうこととされた（法第２条第１項）。

また、以下の(1)及び(2)に掲げる牛については、法の対象となる牛の範囲から除外することとされた（規則第１条）。

(1) 出生直後に死亡した牛

(2) 輸入された牛のうち、家畜防疫官（家伝法に規定する家畜防疫官をいう。以下同じ。）が指定すると畜場（と畜場法（昭和２８年法律第１６６号）に規定すると畜場をいう。以下同じ。）に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従って輸送され、当該と畜場でとさつされる牛

第１　定義

１　法の対象から除かれる牛

(1) 出生直後に死亡した牛

規則第１条第１号に規定された「出生直後に死亡した牛」については、法の対象となる牛の範囲から除外することとされたところであるが、これには、出生後おおむね１週間以内に死亡した牛が該当するものとする。

(2) と畜場直行牛

規則第１条第２号に規定されたいわゆる「と畜場直行牛」については、動物検疫所における輸入検疫（係留期間５日）終了後に家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第50条の規定に基づき、家畜防疫官が指定すると畜場に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従って輸送されると畜場直行牛が該当するものとする。

法は、我が国におけるＢＳＥのまん延防止措置の的確な実施を図ることを目的としていることから、我が国の領域内で飼養され、他の牛と同居する可能性がある牛は、原則としてすべて対象となる。しかしながら、他の牛と同居することがないことが確実な牛については、あえてその個体識別情報の記録等をする必要がないことから、法の対象となる牛の範囲から除外することとされたところである。なお、動物園等で飼養される牛やペット用に飼養される牛であっても、その飼養過程で他の牛と同居することから、法の対象となる。

2　管理者

法において「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者をいうこととされた（法第２条第２項）。

法において、「管理者」には牛の出生又は死亡の届出、譲渡し等及び譲受け等の届出等の義務が課せられることになるが、これは、牛の占有を実質的に支配している者がこれらの事項を最も確実に確認しうる立場にあることによるものである。我が国における牛の飼養等の形態からいえば、「管理者」は、牛の所有権を有する者であることが多いと考えられるが、例えば、オーナー制度により牛を所有する者や公共牧場、農協等に牛の飼養を預託している場合には、当該牛の所有権を有する者自身は当該牛の占有を支配しているわけではないことから、そのような者を「管理者」として上述のような届出義務を課したのでは、的確に牛の個体識別情報の収集を行うことが困難である。このように牛の所有者の委託を受けて所有者以外の者が当該牛の占有を支配している場合には、その者を「管理者」とすべきことになることに留意されたい。

具体的に誰を「管理者」とすべきかについては、上述のような制度の趣旨に即して決められていくべきものであり、牛の生産や取引に関わる者は、これらの趣旨を参酌しつつ、相互に情報の提供等を行い牛の個体識別情報の的確な把握に努める必要がある。

なお、牛の運送の委託を受けた運送業者については、当該牛の占有を一時的に支配しているものの、それはあくまでも他者の手足として行っているにすぎないことが明らかなことから、法文上も、「管理者」に該当しない旨が明らかにされている。

3　特定牛肉

2　管理者

(1) 牛の管理者に該当する者

法第２条第２項に規定する「管理者」の考え方は施行通知で示されたところであるが、具体的には、以下のような者が想定される。

ア　牛の飼養者

イ　共同哺育・育成センター、繁殖センター又は肥育センターの管理者

ウ　牛の飼養を行う公共牧場の管理者

エ　試験・研究機関

オ　牛の飼養を行う教育機関

カ　荷受業者（と畜場における牛のとさつ・解体を「と畜者」に委託することを請け負って牛の飼養者等から牛の引渡しを受け、当該牛がとさつされるまでの間、当該牛を管理する者をいう。以下同じ。）

(2) 農協、家畜商等の取扱い

農協、家畜商等の家畜の売買若しくは交換又はあっせんの事業を営む者は、その事業を単独で営む限り、牛の飼養を行う主体として想定されないことから、一般的には「管理者」に該当せず、法第 11 条の規定に基づく牛の譲渡し等又は譲受け等の届出義務が課せられるものではない。しかしながら、「管理者」に該当しない場合であっても、牛の個体識別情報の正確性を確保するため、必要に応じ、これらの者の保有する家畜の取引に関する情報を独立行政法人家畜改良センター(以下「家畜改良センター」という。）に提供していただくよう関係者への指導方お願いする。

(3) 家畜市場等の取扱い

家畜市場（家畜取引法（昭和31年法律第123号）第2条第3項に規定する家畜市場をいう。）及び臨時市場（家畜取引法第27条第1項の規定による届出に係る市場をいう。）（以下「家畜市場等」という。）は、家畜の売買又は交換のために開設される市場であって、その事業を単独で営む限り、牛の飼養を行う主体として想定されないことから、「管理者」に該当せず、法第11条の規定に基づく牛の譲渡し等又は譲受け等の届出義務が課せられるものではない。しかしながら、家畜市場等における牛の売買又は交換に関する情報については、牛個体識別台帳に記録される牛の個体識別情報の正確性を確保するため、家畜改良センターに提供していただくよう関係者への指導方お願いする。

法において「特定牛肉」とは、食用に供される牛の肉（以下単に「牛肉」という。）であって、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られたものをいうこととされた。ただし、以下の牛肉については、規則により対象外とすることとされた（法第２条第３項、規則第２条）。

(1) 牛肉を原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したもの
(2) 牛肉を肉ひき機でひいたもの
(3) 牛肉の整形に伴い副次的に得られたもの

法の対象となる「特定牛肉」から除外する牛肉については、たとえ対応する牛が特定できたとしても、その数が極めて多数に及ぶ一方で、対応する牛の特定に極めて手間・コストがかかるものであり、主として消費者の牛肉に対する信頼を確保するために個体識別情報の伝達を義務付けるという制度の趣旨と手段の在り方のバランスを考慮して、対象外とすることとされている。

具体的には、(1)では牛肉を原材料として製造されるコンビーフ等の缶詰製品や店頭で販売される牛肉の調理品が、(2)ではひき肉が、(3)では牛肉の枝肉への整形過程で除去される牛の頭部に含まれる「舌」及び「頬肉」、部分肉への整形過程で発生するいわゆる「くず肉」、これを消費者向けの商品とした「小間切れ」（「切り落とし」）等が該当する。これにより、「特定牛肉」として該当する牛肉は、と畜場や食肉処理場から搬出される一般的な状態である「枝肉」や「部分肉」、小売段階の商品の状態である「牛ロース」、「スライス肉」等の精肉が該当することになる。

4　特定料理

法において「特定料理」とは、牛肉を主たる材料とする料理であって、政令で定めるものをいうとされ、令において、「焼き肉」、「しゃぶしゃぶ」、「すき焼き」及び「ステーキ」とされた（法第２条第４項、令第１条）。

5　販売業者及び特定料理提供業者

法において「販売業者」とは、牛肉の販売の事業を行う者をいうこととされた。また、「特定料理提供業者」とは、「特定料理」の提供の事業を行う者であって政令で定める要件に該当するものをいうこととされ、令で定める要件により、料理の提供を主たる事業としている者であって、その者の提供する料理が主として「特定料理」である者とされた（法第２条第５項、令第２条）。

「販売業者」は、上述した「特定牛肉」の「販売」を継続かつ反復して事業活動として行っている者である。「販売業者」に該当する事業者については、「特定牛肉」の対象から、牛肉を原材料として製造・加工品や調理品が外れることから、これらの製品を製造加工し、その卸売を行う「製造業者」や弁当等を調理し、その小売を行ういわゆる「中食業者」（料理品小売業者）は対象外となり、枝肉等の卸売業者や精肉の小売業者が該当することとなる。

他方、いわゆる「外食事業者」のように、その場所で料理等を飲食させる事業者の中には、「精肉」を主たる材料とする料理の提供を専門とする事業形態が存在し、

(1) これらの事業者が主として提供する「精肉」を主たる材料とする料理は、顧客が「精肉」そのものの価値（「和牛」であるか否か等）に着目して注文することが多いことから、「精肉」を購入しようとする者と同様に、対応する個体識別情

3　販売業者

「販売業者」は、牛肉の販売を継続かつ反復して事業活動として行っている者であり、このような者は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条第 1 項の規定により「食肉販売業」（食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 5 条第 9 号）の営業の許可又は卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 15 条第 1 項若しくは第 58 条第 1 項の規定により卸売市場における卸売業務の許可を受ける必要があることから、「販売業者」に該当する者であるかどうかについては、当該許可を受けている者であるかどうかを基準として判断するものとする。

報の提供を促進すべきと考えられること、

(2) 仕入れの段階で「精肉」に個体識別番号の表示がなされていることから、その情報を顧客に伝達すること自体、「販売業者」と比較してもそれ程困難であるとは考えられないこと

から、このような料理を「特定料理」として政令で指定し、その提供を事業活動として行っている者のうち政令で定める要件に該当する者を「特定料理提供業者」として、「販売業者」と同様に規制対象とすることとされたものである。

「特定料理提供業者」に該当する要件については、

(1) まず、「特定料理の提供の事業を行う者」の中には、

ア　「料理の提供」自体を主たる経済活動とする者のほかに、

イ　「料理の提供」を行っているものの、それが従たる経済活動であり、カラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどの遊興飲食や酒類を含む飲食の提供を主たる経済活動とする者（例：「料亭」、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」、「酒場、ビヤホール」）が存在することから、「特定料理提供業者」が、上記のアに属する者であることを明らかにするため、そのための要件を端的に表すものとして「料理の提供を主たる事業としていること。」とされた。

(2) 次に、このような「料理の提供を主たる事業としている」者であって、上述のような「特定料理の提供」を主たる経済活動としている者に限定する必要があることから、その要件を端的に表すものとして、「その者の提供する料理が主として特定料理であること。」とされた。

(3) なお、(1)及び(2)の要件にある「主として」かどうかの判定については、当該営業施設における販売額の過半を占めているかどうか等を基準として行うこととする。

このような要件により、「特定料理提供業者」に該当する事業者については、いわゆる「焼き肉店」、「しゃぶしゃぶ店」、「すき焼き店」、「ステーキハウス」と呼ばれる事業者が該当し、ファミリーレストラン等のように「特定料理」が部分的にメニューに含まれているだけの事業者は該当しないこととなる。

4　特定料理提供業者

(1)　「特定料理提供業者」に該当する者の要件

ア　「特定料理提供業者」に該当する者の要件の一つとして、令第 2 条第 1 号に規定する「料理の提供を主たる事業としていること。」が設けられたところである。これは、「特定料理の提供の事業」を行う者の中でも、「特定料理提供業者」は「料理の提供の事業」を主たる経済活動とする者であって、「遊興飲食や酒類を含む飲食の提供の事業」を主たる経済活動とする者などは対象とはならないことを明らかにする趣旨であることが施行通知おいて示されているところである。

この「遊興飲食や酒類を含む飲食の提供の事業」を主たる経済活動とする者であるかどうかについては、料亭、バー、酒場など、設備を設けて客に遊興飲食や酒類を含む飲食の提供を行う事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定に基づく「風俗営業」に該当することを踏まえ、同法に基づき「風俗営業」の営業許可を受けている者であるかどうかを基準として判断するものとする。なお、同法によれば、「風俗営業」を営む者は、営業所ごとに当該営業所の所在地を所轄する都道府県公安員会の許可を受け、許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければならないこととされている。

イ　令第 2 条第 2 号に規定する「その者の提供する料理が主として特定料理である」かどうかについては、アの要件を満たすものであって、以下の要件のいずれかに該当するかどうかを基準として判断するものとする。

(ｱ)　１事業所における過去１年間の「特定料理の提供の事業」に係る収入金額又は売上金額の「料理の提供の事業」に係る総収入金額又は総売上金額に占める割合が２分の１を超えること。

(ｲ)　１事業所における牛肉の仕入れに係る数量又は金額の食材（酒類を除く。）全体の仕入れに係る数量又は金額に占める割合が２分の１を超えること。

(ｳ)　１事業所における「特定料理の提供の事業」の計画（例：「特定料理」のメニュー数）の「料理全体の提供の事業」の計画（例：すべての料理のメニュー数）に占める割合が２分の１を超えること。

(2)　「特定料理提供業者」に該当する者の公表

農林水産省消費・安全局は、(1)に基づき「特定料理提供業者」に該当する者を調査し、規制対象者を明確にする観点から、その結果を公表するものとする。

第３　牛個体識別台帳

１　牛個体識別台帳の作成

(1) 牛個体識別台帳の記録事項

農林水産大臣は、牛個体識別台帳を作成し、当該台帳に牛ごとに次に掲げる事項を記録するものとすることとされた（法第３条第１項）。

ア　個体識別番号

イ　出生又は輸入の年月日

輸入された牛以外の牛については当該牛が出生した年月日を記録し、輸入された牛については当該牛が輸入された年月日を記録することとなる。

ウ　雌雄の別

牛の雄又は雌の別を記録することとなる。

エ　母牛の個体識別番号

輸入された牛を除き、母牛（当該牛を出産した雌の牛をいう。）の個体識別番号を記録することとなる。

オ　輸入者の氏名又は名称及び住所

輸入された牛については、輸入した者の氏名又は名称及び住所を記録することとなる。

カ　管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日

管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該管理者が管理を開始した年月日を記録することとなる。

キ　飼養施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日

牛が飼養された飼養施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日を記録することとなる。

ク　とさつ、死亡又は輸出の年月日

と畜場法の規定に基づきとさつされた牛については、とさつの年月日を記録することとなり、とさつ以外の理由により死亡した牛については、死亡の年月日を記録することとなる。

また、輸出された牛については、輸出の年月日を記録することとなる。

ケ　その他の記録事項

アからクまでに掲げるもののほか、次に掲げる事項を記録するものとすることとされた（法第３条第１項第９号、規則第３条第１項）。

(ｱ) 牛の種別

牛の種別については、牛の生産サイドはもとより、牛肉の販売業者の品揃えや消費者の商品選択上の情報につながるなど、重要な役割を果たすものである。他方、牛の種別については、家畜登録制度でいうところの狭義の品種区分から、和牛その他の種別区分まで多様であり、生産、流通、消費サイドのニーズもそれぞれ異なる。さらに、「管理者」に届出義務が課せられる事項となることを踏まえれば、届出義務者にとって過度の負担とならないようにすることも必要である。

このような考え方から、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和６３年法律

第９８号）に基づく肉用子牛の生産者補給交付金の交付の基準となる保証基準価格等の定められる品種区分と整合がとれた区分であって、届出義務者が混同しないような区分とすることとされている。このため、子牛登記証明書や種付証明書等により品種等の特定が可能であれば当該品種等を届け出て、品種等が特定できない場合は、雌雄を問わず牛肉生産を主たる目的として飼養される牛であって親牛が乳用種でないものの種別を「肉専用種」、ホルスタイン種、ジャージー種等その雌牛が専ら搾乳の用に供することを目的として飼養される品種間で交配された種別を「乳用種」、肉専用種と乳用種の交雑については「交雑種」とすることとされている。

具体的には、次の１１種類の区分に掲げるものとすることとされた（規則第３条第２項及び第３項）。

ａ　黒毛和種
ｂ　褐毛和種
ｃ　日本短角種
ｄ　無角和種
ｅ　黒毛和種と褐毛和種との交雑により生じた種（この種と黒毛和種又は褐毛和種との交雑により生じた種を含む。）
ｆ　和牛間交雑種（ａからｄまでに掲げる種間の交雑により生じた種（この種とａからｅまでに掲げる種との交雑により生じた種を含み、ｅに掲げる種を除く。）をいう。）
ｇ　肉専用種（ａからｆまでに掲げる「肉専用種」及びｋに掲げる「交雑種」を除く。）
ｈ　ホルスタイン種
ｉ　ジャージー種
ｊ　乳用種（ｈ及びｉに掲げる種を除く。）
ｋ　交雑種（ａからｇまでに掲げる「肉専用種」とｈからｊまでに掲げる「乳用種」との交雑により生じた種（この種とｈからｊまでに掲げる「乳用種」との交雑により生じた種を含む。））

(ｲ) 牛の管理者の連絡先
(ｳ) 輸入された牛について、輸入先の国名及び輸入者の連絡先
(ｴ) とさつされた牛について、と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びにと畜場の名称及びその所在地
(ｵ) 輸出された牛について、輸出先の国名並びに輸出者の氏名又は名称、住所及びその連絡先

(2) 牛個体識別台帳の記録の方法

農林水産大臣は、管理者又は飼養施設に変更があったときは、遅滞なく、変更後の管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日又は変更後の飼養施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日を記録するとともに、当該変更前の管理者又は飼養施設に係るこれらの事項及びその管理又は飼養の終了の年月日を併せて記録するものとすることとされた（法第３条第２項、

規則第４条)。

これは、管理者又は飼養施設の変更があるごとに、変更後の事項を新たに記録するとともに、変更前の事項についても、その終期とともに併記しておくことにより、牛の飼養履歴に関する情報の記録を行うこととしたものである。

(3) その他

牛個体識別台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとされた（法第３条第３項)。

2　牛個体識別台帳の記録等

牛個体識別台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとされた（法第４条第１項)。

また、農林水産大臣は、牛個体識別台帳の記録を、牛のとさつ、死亡又は輸出の日から３年間保存することとされた（法第４条第２項、令第３条)。

3　牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置

農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、届出をすべき者に対する届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じるものとされた（法第５条第１項)。

また、牛個体識別台帳に記録されている牛の管理者は、当該牛に係る牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、農林水産大臣に対し、その旨を申し出ることができることとされた（法第５条第２項)。

この申出については、次に掲げる事項につき、書面又は電子情報処理組織（農林水産大臣の使用に係る電子計算機と、申出を行う者の使用に係る電子計算機等（電子計算機、ファクシミリ装置又は電話機をいう。以下同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行わなければならないこととされた。この場合において、牛個体識別台帳に記録された事項のうち、他の者の届出に基づき、又は農林水産大臣の職権で記録された事項に関する申出をするときは、記録の漏れ又は誤りがあることを証する書面を添付しなければならないこととされた（規則第５条)。

ア　管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先

イ　当該牛の個体識別番号

ウ　漏れ又は誤りがある事項及び当該事項について新たに記録すべき内容

4　牛個体識別台帳に関する情報の公表

農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録された事項について、以下に掲げる事項を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとされた（法第６条、規則第６条)。

ア　管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先

イ　管理の開始及び終了の年月日

ウ　飼養施設の所在地（都道府県名を除く。）

エ　輸入者の氏名又は名称、住所及び連絡先

オ　と畜者の氏名又は名称及び連絡先

第２　牛個体識別台帳に記録された管理者の氏名等の公表

牛個体識別台帳に記録された事項については、法第6条及び規則第6条の規定に基づき、牛の管理者、輸入者、と畜者及び輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先については、それぞれ公表しないこととされているが、管理者、輸入者、と畜者又は輸出者が、これらの事項を公表することについて同意した場合には、家畜改良センターが当該事項を公表するものとする。

カ　輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先

後述するとおり、この公表の事務は、独立行政法人家畜改良センターに委任することとされており、同センターのインターネット上のホームページ（http://lin.go.jp/）の検索画面に個体識別番号を入力することによりその牛に係る個体識別情報が表示されることになる。

第４　牛の出生等の届出及び耳標の管理

１　出生及び輸入の届出

(1) 出生の届出

牛が出生したときは、その管理者は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織（農林水産大臣の使用に係る電子計算機と、届出を行う者の使用に係る電子計算機等とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下第４において同じ。）を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないものとされた（法第８条第１項、規則第７条）。

ア　出生の年月日

イ　雌雄の別

ウ　母牛の個体識別番号

エ　管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先

オ　飼養施設の所在地

カ　牛の種別（第３の１(1)ケ(ｱ)の牛の種別をいう。以下同じ。）

なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法第２３条第１号）。

(2) 輸入の届出

牛を輸入したときは、その輸入者は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととされた（法第８条第２項、規則第８条）。

ア　輸入の年月日

イ　雌雄の別

ウ　輸入者の氏名又は名称、住所及び連絡先

エ　飼養施設の所在地

オ　牛の種別

カ　輸入先の国名

なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法第２３条第１号）。

第３　牛の出生等の届出

１　牛の出生又は輸入の届出

(1) 出生の年月日

出生の年月日は、法に基づく個体識別情報の伝達制度とは別に、牛の登記等でも使用されるものであり、これらに違いが生じると出生の年月日を改めて確認する必要が生じることから、その情報を記帳し、少なくとも当該牛がとさつ等されるまでの間、保存しておくことが望ましい。

(2) 雌雄の別

出生した子牛の雌雄の別の判断の基準は、原則として、出生した子牛の外部生殖器により判定するものとする。なお、フリーマーチン（牛の異性双胎又は異性多胎における雌胎子）については「雌」として取り扱うものとする。

(3) 母牛の個体識別番号

分娩した母牛に装着されている耳標に表示された個体識別番号を母牛の個体識別番号とするものとする。このため、受精卵移植により生産された牛については、分娩をした牛（受卵牛）が母牛であって、血統上の母牛（供卵牛等）ではないことに留意されたい。

(4) 牛の種別

牛の種別の届出が適正に行われているかどうかについて確認する場合は、以下に掲げる種別を証する書類等により行うものとする。このため、牛の種別の届出を行った「管理者」は、これらの種別を証する書類（その写しを含む。以下同じ。）を整理し、少なくとも当該牛がとさつ等により死亡するまでの間、保存しておくことが望ましい。

種別を証する書類としては、以下に掲げるア又はイであることが望ましいが、ウからオまで又はこれらに準ずる書類であっても差し支えない。

ア　子牛登記証明書等

「子牛登記証明書」とは、社団法人全国和牛登録協会、社団法人日本あか牛登録協会又は社団法人日本短角種登録協会が発行する子牛登記証明書をいうものとし、これらに準ずる証明書として、熊本県家畜登録協会が褐毛和種と黒毛和種との交配を証明するために発行する「交雑証明書」をいうものとする。

イ　登録証明書

「登録証明書」とは、社団法人日本ホルスタイン登録協会、日本ジャージー登録協会、社団法人全国和牛登録協会、社団法人日本あか牛登録協会、社団法人日本短角種登録協会又は社団法人北海道酪農畜産協会が発行する登録証明書等をいうものとする。

ウ　授精証明書

「授精証明書」とは、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第22条第２項の規定に基づき、獣医師又は家畜人工授精師が家畜人工授精用精液の注入を受けた雌牛の飼養者に対して交付する「授精証明書」をいう。

エ　種付証明書

「種付証明書」とは、家畜改良増殖法第９条第４項の規定に基づき、種雄牛の飼養者が自然種付けをした雌牛の飼養者に対して交付する「種付証明書」をいう。

オ　体内・体外受精卵移植証明書

「体内・体外受精卵移植証明書」とは、家畜改良増殖法第22条第２項の規定に基づき、獣医師又は家畜人工授精師が家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵の移植を受けた雌牛の飼養者に対して交付する「体内受精卵移植証明書」又は「体外受精卵移植証明書」をいう。

なお、「ホルスタイン種」については、当該種別区分に該当することを証する書類がない場合も想定されることから、以下の判定基準に基づき当該種別の適正性を判断するものとする。

(ｱ)　腹部及び尾房が白色であること。

(ｲ)　四肢の全ての蹄冠部が黒毛又は赤毛で取り巻いていないこと。

２　届出の時期

牛の出生又は輸入の届出については、その事実が生じた後、遅滞なく届け出ることとされているが、この「遅滞なく」とは、以下のように解するものとする。

乳用種の子牛の出生の届出にあっては、ヌレ子の取引の時期等を考慮し、生後１週間以内を目途に届け出るものとする。出生後直ちに出荷等を行わない肉用子牛の出生の届出にあっては、家畜登録制度の分娩報告時期、肉用子牛生産者補給金制度における個体登録の申込時期等も考慮し、生後１～２か月以内を目途に届け出ることも可能とする。

２　耳標の装着

農林水産大臣は、出生又は輸入の届出を受理したときは、当該届出に係る牛の個体識別番号を決定し、遅滞なく、書面、口頭又は電子情報処理組織を使用する方法により、これを当該届出をした牛の管理者又は輸入者に通知することとされた（法第９条第１項、規則第９条）。

また、牛の管理者又は輸入者は、個体識別番号の通知を受けたときは、牛の両耳にその個体識別番号を表示した耳標を、個体識別番号が容易に判読できるように着けなければならないこととされた（法第９条第２項、規則第１０条）。

なお、耳標については、以下に掲げる規格に適合するものを着けなければならないこととされた（法第９条第２項、規則第１１条）。

ア　装着した後、容易に脱落しない構造であること。

イ　取り外した後、再び装着することができない構造であること。

ウ　個体識別番号が容易に判別できる色及び大きさであること。

第４　耳標の装着

１　装着の時期

(1) 出生した牛

「管理者」にあっては、特に乳用種の子牛については、出生直後に売買の対象となる可能性が高いことから、出生後１週間以内に耳標が装着されるよう努める必要がある。ただし、疾病等で獣医師の診療を受け、耳標装着により悪影響が想定される場合には、個体識別のできる措置を講じた上で、耳標の装着が可能になるまでの間、猶予することも可能とする。

(2) 輸入牛

「輸入者」にあっては、輸入検疫期間の終了までに耳標の装着を行うものとする。

２　装着の方法

「管理者」又は「輸入者」は、耳標の装着に当たって、以下に掲げる事項に留意

エ　個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること。

また、管理者は、耳標が滅失し、き損し、又はこれに表示された個体識別番号の識別が困難となった場合には、新たにその個体識別番号を表示した耳標を、個体識別番号が容易に判読できるように着けなければならないこととされた（法第９条第３項、規則第１０条）。

さらに、農林水産大臣は、牛のいずれかの耳に耳標がないとき又は耳標に表示されている個体識別番号の識別が困難であるときは、その牛の管理者に対し、当該牛の個体識別番号を表示した耳標を着けるべきことを命じ、又は自ら耳標を着けることができることとされた（法第９条第４項）。

なお、耳標を着けず、又は耳標を着けるべき旨の命令に違反した場合には、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法第２３条第２号及び第３号）。

3　耳標の取り外し等の禁止

何人も、適法に牛の耳に着けられた耳標を取り外し、その他個体識別番号の識別を困難にする行為をしてはならないこととされた（法第１０条第１項）。

また、何人も、両耳に耳標が着けられていない牛の譲渡し若しくは引渡し（以下「譲渡し等」という。）又は譲受け若しくは引取り（以下「譲受け等」という。）をしてはならないこととされた（法第１０条第２項）。

一方、以下に掲げるやむを得ない事由に該当するときは、耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等をすることができることとされた（法第１０条第３項、規則第１２条）。

ア　牛が耳の疾患にかかっているとき

イ　牛の耳に外傷があるとき

ウ　耳標の劣化等により個体識別番号の判読が困難となった耳標の取替えを行う必要があるとき

エ　譲渡し等の直前又は輸送中に耳標が脱落したとき

オ　その他農林水産大臣が特に必要があると認めるとき

また、これらのやむを得ない事由に該当し、耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等をする場合には、当該牛の管理者は、当該牛の個体識別番号を識別するため、次に掲げる措置のいずれかを講じなければならないこととされた（法第１０条第３項、規則第１３条）。

ア　取り外した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛の耳以外の部分にひも等で取り付けること。

イ　当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等で記載すること。

なお、これらの規定に違反した場合は、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法第２３条第２号）。

4　譲渡し等及び譲受け等の届出

(1)　譲渡し等の届出

牛の管理者又は輸入者は、牛の譲渡し等をしたときは、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととされた（法第１１条第１項、規則第１４条）。

するものとする。

ア　耳標が脱落しないよう耳の中央部に血管を避けて装着器（アプリケーター）を用いて装着すること。

イ　個体識別番号が判別できるよう、耳の内側に大きく文字が印刷された面が来るよう装着すること。

第５　譲渡し若しくは引渡し又は譲受け若しくは引受けの届出

1　届出の義務者

上述したとおり、牛の販売や購買を代行する農協や家畜商については、一般的には「管理者」には該当しないことが多いと考えられるが、実質的に牛を占有している者が「管理者」に該当することを踏まえれば、輸送期間を含めおおむね１週間以

ア　管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先
イ　当該牛の個体識別番号
ウ　譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び連絡先
エ　譲渡し等の年月日
オ　飼養の終了の年月日

なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法第２３条第１号）。

(2) 譲受け等の届出

牛の譲受け等をした者（法第１３条第２項のと畜者及び法第１３条第３項の輸出者を除く。）は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととされた（法第１１条第２項、規則第１５条）。

ア　管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先
イ　当該牛の個体識別番号
ウ　譲受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先
エ　譲受け等の年月日
オ　飼養施設の所在地
カ　飼養の開始の年月日

なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法第２３条第１号）。

5　牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったときの届出

譲渡し等又は譲受け等の場合のほか、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を使

上牛を預かる場合は、「管理者」、すなわち届出の義務者に該当するものとする。

2　飼養の終了又は開始の年月日

(1) 譲渡し又は引渡しをした者

「飼養の終了の年月日」は、飼養施設から牛を出した年月日を届け出るものとする。

(2) 譲受け又は引受けをした者

「飼養の開始の年月日」は、飼養施設に牛を入れた年月日を届け出るものとする。

3　譲渡し等の相手方、譲渡し等の年月日等

牛の譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をした「管理者」が農林水産大臣に届け出た「譲渡し等の相手方」及び「譲渡し等の年月日」については、それぞれ、当該牛の譲受け又は引受け（以下「譲受け等」という。）をした別の「管理者」及び「譲受け等の年月日」と一致することになる。

このため、特段の事情がない限り、牛の取引実態にかんがみ、牛の譲渡し等及び譲受け等を行う場合には、譲渡し等をした「管理者」、すなわち譲受け等の相手方の飼養の終了年月日（いわゆる「転出日」）をもって、「譲渡し等の年月日」及び「譲受け等の年月日」とすることを原則とする。

しかしながら、「管理者」と別の「管理者」との間の牛の移動については、「管理者」である飼養者の飼養施設から、家畜の売買代行者等に対して牛の譲渡し等が行われ、当該牛が家畜市場において取引された後に、別の家畜の売買代行者等に譲渡し等が行われた上で、別の「管理者」である飼養者の飼養施設において飼養が開始される場合が多い。このように、「管理者」と別の「管理者」との間に、当該牛を占有する別の主体が存在する場合には、「管理者」が牛の譲渡し等又は譲受け等をした時点において、「譲渡し等の相手方」又は「譲受け等の相手方」である別の「管理者」をにわかに特定することは実態上困難な場合も想定される。この場合には、牛の移動情報を迅速に把握する観点から、以下のように対応するよう関係者を指導されたい。

(1) 譲渡し等をした者の対応

「管理者」が牛の占有を他者に移転させた時点において、「譲渡し等の相手方」となるべき別の「管理者」を特定することができない場合には、牛の占有の移転先である牛の売買代行者等の氏名又は名称及び連絡先を家畜改良センターに報告するものとする。

(2) 譲受け等をした者の対応

他者から牛の占有を移転された「管理者」が、当該牛の占有の移転時点において、「譲受け等の相手方」となるべき元の「管理者」を特定することができない場合には、牛の占有の移転元である牛の売買代行者等の氏名又は名称及び連絡先を家畜改良センターに報告するものとする。

用する方法により、農林水産大臣に届け出なければならないこととされた（法第１２条、規則第１６条）。

ア　管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先

イ　当該牛の個体識別番号

ウ　変更があった事項（新旧の対照を明示すること。）

オ　変更の年月日

なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法第２３条第１号）。

6　死亡、とさつ及び輸出の届出

(1) 牛の死亡の届出

牛が死亡（とさつによる死亡を除く。）したときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととされた（法第１３条第１項、規則第１７条）。

ア　管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先

イ　当該牛の個体識別番号

ウ　死亡の年月日

なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３０万円以下の罰金に処せられる（法第２３条第１号）。

(2) 牛のとさつの届出

牛をとさつした者（以下「と畜者」という。）は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととされた（法第１３条第２項、規則第１８条）。

ア　と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地

イ　当該牛の個体識別番号

ウ　とさつの年月日

エ　譲受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先

なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法第２３条第１号）。

第６　死亡、とさつ及び輸出の届出

１　輸送中の死亡の届出

運送業者や家畜商等が委託を受けて牛の運送又は販売を行う途中でその牛が死亡した場合には、その牛の運送又は販売を委託した「管理者」が死亡の届出を行うことになる。ただし、取引の実態上、死亡時点で誰が「管理者」に該当するかをにわかに特定できない場合があり得ることから、牛の個体識別情報における死亡に関する情報の重要性にかんがみ、当該牛の死亡を確認した者が、その情報を速やかに家畜改良センターに提供していただくよう関係者への指導方お願いする。

また、牛が運送又は販売の途中で死亡した場合に、当該運送又は販売を委託等した「管理者」が死亡に係る届出を行う必要があることから、輸送業者等との委託契約等の中で、輸送中に死亡した場合には輸送業者等が輸送の委託をした当該「管理者」に対し「当該牛の個体識別番号」及び「死亡の年月日」を報告する旨を明記しておくことが望ましい。

２　とさつの届出

牛をとさつした者（以下「と畜者」という。）は、「当該牛の個体識別番号」、「とさつの年月日」等を農林水産大臣に届け出るとともに、とさつ・解体された後の牛肉に対応する牛の個体識別番号を正確に表示しうる立場にいる者として、個体識別番号の表示義務も併せて課せられている者であり、「とさつ」という牛の個体識別情報における重要な情報を提供する主体であるとともに、牛肉流通における個体識別情報の伝達の起点になる主体でもある。

他方、飼養者等から、牛のとさつ・解体を「と畜者」に委託することを請け負って飼養者等から牛の譲渡し等を受け、当該牛がとさつされるまでの間、当該牛を管理するいわゆる「荷受業者」については、当該牛と個体識別番号との対応関係を整理した上で、「と畜者」に牛の引渡しを行う者であることから、このような「荷受業者」については、「管理者」として、牛の飼養者等から牛の譲渡し等を受けた時点で、その年月日を「譲受け等の年月日」として、当該牛の飼養者等を「譲受け等の相手方」として、それぞれ当該牛の個体識別番号とともに、家畜改良センターに届け出るものとする。また、「と畜者」に当該牛の引渡しをした時点で、当該引渡しの年月日を「譲渡し等の年月日」として、当該「と畜者」を「譲渡し等の相手方」として、それぞれ個体識別番号とともに届け出るものとする。なお、「管理者」である「荷受業者」が牛の譲受け等をした時点において、「譲受け等の相手方」である別の「管理者」をにわかに特定することが困難な場合における情報提供の在り方については、

(3) 牛の輸出の届出

牛を輸出した者（以下「輸出者」という。）は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととされた（法第１３条第３項、規則第１９条）。

ア　輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先
イ　当該牛の個体識別番号
ウ　輸出の年月日
エ　譲受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先
オ　飼養施設の所在地
カ　輸出先の国名

なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法第２３条第１号）。

第５　特定牛肉の表示等

１　と畜者による個体識別番号の表示等

(1) 個体識別番号の表示

法においては、「と畜者」を「牛をとさつした者」と定義し、牛をとさつした後、当該とさつした牛から得られた特定牛肉を他者に引き渡すときは、当該特定牛肉に対応する牛の個体識別番号を表示しなければならないこととされた（法第１４条第１項）。

牛がと畜されるまでの生産段階においては、個体識別番号が表示された耳標が牛と物理的に一体となっていることから、当該個体識別番号を通じて牛個体と個体識別情報との同一性が担保される一方、牛がとさつ・解体される段階では、牛個体と耳標との物理的一体性がなくなることから、と畜後の牛肉（枝肉）がどの牛からのものであるかを特定するためには、牛のと畜の段階で、牛及び当該牛に対応する牛肉を管理している者がそれぞれの牛肉（枝肉）に牛の個体識別番号を正確に表示する必要がある。このため、牛を「とさつ」した者が、牛のとさつから牛肉がと畜場外に持ち出されるまでの間、牛及び当該牛に対応する牛肉を占有し、牛の耳標に表示された個体識別番号を対応する牛肉に正確に表示しうる立場にあるとして、個体識別番号の表示等の義務対象者とすることとされたところで第５の３の(2)に準ずるものとする。

他方、当該牛の引渡しを受けた「と畜者」は、牛のとさつをしたときは、「当該牛の個体識別番号」「とさつ年月日」等のほか、当該「荷受業者」を「譲受け等の相手方」として届け出るものとする。

なお、上記の「荷受業者」が届け出るべき「譲渡し等の相手方」と「と畜者」が、当該「と畜者」が届け出るべき「譲受け等の相手方」と当該「荷受業者」が、それぞれ一致することがあらかじめ明らかであれば、当該「荷受業者」及び「と畜者」をそれぞれ「譲受け等の相手方」及び「譲渡し等の相手方」として、連名により、「当該牛の個体識別番号」、「譲渡し等の年月日」、「譲受け等の年月日」等の事項を届け出ることも可能である。

ある。

「と畜者」としては、と畜場を設置又は管理して、自らとさつ・解体業務を行う者や、他者が設置又は管理すると畜場において、獣畜のとさつ・解体を請け負う事業者が該当し、事業者のみならず、とさつ・解体を自ら行う地方公共団体等が該当する場合もある。具体的に誰を「と畜者」とすべきかについては、上述のとおり、牛のとさつから牛肉として他者に引き渡すまでの工程を誰が管理しているかを勘案して決められることになる。

(2) 個体識別番号に代えた番号等の表示

と畜者は、(1)による個体識別番号の表示に代えて、個体識別番号以外の番号又は記号で牛の個体を識別することができるものを表示することができることとされた。また、この場合には、と畜者は、特定牛肉の引渡しを受ける者に対し、当該番号又は記号に対応する牛の個体識別番号を明らかにした書面を交付しなければならないこととされた（法第１４条第２項）。

この番号又は記号で牛の個体を識別することができるものとは、と畜業者等が家畜をと畜場に受け入れるときにと畜作業の工程上、便宜的に家畜、枝肉ごとに割り振る「と畜番号」、「枝肉番号」等を想定している。

また、と畜者は、この書面の交付に代えて、特定牛肉の引渡しの相手の承諾を得た上で、当該書面に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができることとされた。この場合、相手方の承諾を得ないまま電磁的方法による提供を認めると相手方が知らないうちにと畜者の提供義務が履行されることになることから、

ア　相手方の承諾は、事前に行わなければならないこと、

イ　と畜者の使用する電磁的方法の種類及び内容（ファイルへの記録の方式）を明らかにすること、

ウ　事後的に承諾の事実を確認しうるよう、口頭ではなく、書面又は電磁的方法により承諾を得なければならないこと、

エ　仮に相手方が当該承諾を取り消した場合には、それ以後は電磁的方法による提供をしてはならないこと

等とすることとされた（法第１４条第３項、令第４条、規則第２１条）。

なお、電磁的方法については、以下のいずれかの方法であって、相手方がファイルへの記録を出力することによって書面を作成することができるものでなければならないこととされた（規則第２０条）。

ア　電気通信回線を通じて送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（例えば、電子メール、取引データをまとめてファイルとして一括送信する方法（ＥＤＩ等）、電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス等に送信する方法等）

イ　電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該相手方のファイルに記録する方法（例えば、ウェッブのホームページを利用する方法等）

ウ　相手方に磁気ディスク、シー・ディー・ロム等を交付する方法

2　販売業者による個体識別番号の表示等

(1) 個体識別番号の表示

販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を明瞭に表示しなければならないこととされた（法第１５条第１項、規則第２２条）。

なお、店舗の見やすい場所で表示するのは、販売の相手方が不特定かつ多数の者である場合に限ることとされた（規則第２２条）。

(2) 二以上の個体識別番号を表示するときの要件等

ア　販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならないこととされた。ただし、以下に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができることとされた（法第１５条第２項、規則第２３条）。

(ｱ) いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。

(ｲ) ５０頭以下の牛から得られた特定牛肉であること。

イ　また、販売業者は、(1)による個体識別番号の表示に代えて、個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するもの（以下「荷口番号」という。）を表示することができることとされた。この場合には、特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所（不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。）に明瞭に表示しなければならないこととされた。また、荷口番号の表示をした者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先を併記し、当該特定牛肉の販売の相手方や消費者の求めに応じて、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならないこととされた。ただし、仕入先等の他者が定めた荷口番号を表示する場合は、当該荷口番号を定めた者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先を表示すれば、必ずしも自らの氏名等を表示し、又は消費者等の求めに応じて当該荷口番号に対応する個体識別番号を自ら明らかにする必要はないこととされた（法第１５条第３項及び第４項、規則第２４条、第２５条）。

(3) 荷口番号による表示の考え方

法における牛肉の流通段階における措置は、特定牛肉がどのような牛に由来するものであるかを流通・消費の各段階で特定できるようにすることを主なねらいとしており、当該特定牛肉がいずれの牛に由来するものであるかの特定は、できる限り個体レベルでなされることを原則とすべきである。このため、法においては、一つの商品単位の牛肉について、当該特定牛肉に対応する一の個体識別番号を表示することを原則とすることとされている。

しかしながら、とさつ・解体以後の牛肉の流通や処理の過程は多様であり、例えば、複数頭分の牛肉を組み合わせて一つの商品として取引する方法や、複数の牛の特定の部位だけをまとめ一つの商品として取引する方法等が消費者や販売先のニーズに応じて日常的に行われているのが実態である。

他方、たとえ牛肉がどの牛に由来するものであるかの特定を個体レベルで行う

ことができなくても、牛肉に対応する牛の範囲が限定されれば、その範囲内で個体識別情報の確認が可能であるとともに、ＢＳＥの発生等の万が一の事態においても、牛肉や対応する牛の範囲が特定されることから、牛肉の安全に対する信頼を確保するという法の趣旨に照らしても有意義といえる。このため、一の商品単位の牛肉に対応する牛を個体レベルで特定することが困難であって、対応する牛が一定の範囲内で特定されることを条件として、一つの商品単位の牛肉について複数の個体識別番号又はこれに代わる番号又は記号（荷口番号）を表示することを認めることとされている。ただし、複数の個体識別番号又はそれに代わる荷口番号の表記を無制限に認めることは、上述の法の趣旨を損なうおそれがあることから、一定の上限を課すこととされた。この上限値の決定に当たっては、本措置によって牛肉流通の効率性が過度に損なわれることのないよう、我が国の大規模な部分肉処理施設における１日の処理頭数の平均がおおむね５０頭であることを踏まえ、「５０」とすることとされたところである。

なお、個体識別番号及びこれに代わる荷口番号は「一の牛肉」を単位として表示することとしているが、この「一の牛肉」は一の商品単位、すなわち、

ア　卸売の段階では、部分肉や「牛正肉」の１ブロック又はこれらを複数分まとめた１包装単位

イ　小売の段階では、例えば、パック売りの場合にあっては１パックごと又はこれらを同一の商品として他の商品と区分して配置した１販売区画、量り売りの場合にあってはショーケース内における同一の商品を陳列した１トレイがこれに相当するものである。

３　特定料理提供業者による個体識別番号の表示等

(1) 特定料理提供業者は、特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供をするときは、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、当該特定料理の主たる材料である特定牛肉に係る牛の個体識別番号を明瞭に表示しなければならないこととされた（法第１６条第１項、規則第２６条）。

特定料理提供業者は、いわゆる特定料理の専門店であるが、個体識別番号の表示義務の対象は、個体識別番号により個体識別情報が記録されている「特定牛肉」を主たる材料とするものに限られる。

(2) 二以上の個体識別番号を表示するときの要件等

ア　特定料理提供業者は、一の特定料理について一の個体識別番号を表示しなければならないこととされた。ただし、以下に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供をするときは、一の特定料理について二以上の個体識別番号を表示することができることとされた（法第１６条第２項において準用される法第１５条第２項、規則第２３条）。

(ｱ) いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。

(ｲ) ５０頭以下の牛から得られた特定牛肉であること。

イ　また、特定料理提供業者は、(1)による個体識別番号の表示に代えて、個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するもの（荷口番号）を表

示することができることとされた。この場合には、荷口番号の表示をした者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先を併記し、当該特定料理の提供の相手方の求めに応じて、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならないこととされた。ただし、仕入先等の他者が定めた荷口番号を表示する場合は、当該荷口番号を定めた者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先を表示すれば、必ずしも自らの氏名等を表示し、又は提供の相手方の求めに応じて当該荷口番号に対応する個体識別番号を自ら明らかにする必要はないこととされた（法第１６条第２項において準用される法第１５条第２項から第４項まで、規則第２５条）。

複数の個体識別番号又は荷口番号の表示の要件については、販売業者における場合の措置と同様とされた。この場合、表示の単位とされる「一の特定料理」とは、「一の注文の単位」である。

４　帳簿の備付け等

と畜者、販売業者及び特定料理提供業者は、帳簿（磁気ディスクをもって調製するものを含む。以下同じ。）を備え、特定牛肉の引渡し若しくは販売又は特定料理の提供に関し、以下に掲げる者に応じ、それぞれ以下に掲げる事項を記載し、又は記録し、これを１年ごとに閉鎖し、閉鎖後２年間保存しなければならないこととされた（法第１７条、規則第２７条）。

なお、これらの措置に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者は、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法第２３条第４号）。

(1) と畜者

引渡しに係る特定牛肉ごとに、

ア　当該特定牛肉に対応する個体識別番号

イ　当該特定牛肉の引渡しの年月日

ウ　当該引渡しの相手方の氏名又は名称及び住所

エ　当該引渡しに係る特定牛肉の重量

(2) 販売業者

販売に係る特定牛肉ごとに、次のア及びイに掲げる事項（ただし、販売の相手方が不特定かつ多数の者である場合にはあってはイに掲げる事項を除く。）

ア　仕入れに係る特定牛肉ごとに、

(ｱ) 当該特定牛肉に対応する一又は二以上の個体識別番号（又は対応する荷口番号）

(ｲ) 当該仕入れの年月日

(ｳ) 当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所

(ｴ) 当該仕入れに係る特定牛肉の重量

イ　販売に係る特定牛肉ごとに、

(ｱ) 当該特定牛肉に対応する一又は二以上の個体識別番号（又は対応する荷口番号）

(ｲ) 当該販売の年月日
(ｳ) 当該販売の相手方の氏名又は名称及び住所
(ｴ) 当該販売に係る特定牛肉の重量

(3) 特定料理提供業者

提供に係る特定料理の主たる材料とした特定牛肉ごとに、

ア　当該特定牛肉に対応する一又は二以上の個体識別番号（又は対応する荷口番号）
イ　当該仕入れの年月日
ウ　当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所
エ　当該仕入れに係る特定牛肉の重量

5　勧告及び命令等

農林水産大臣は、と畜者、販売業者又は特定料理提供業者が、１から３までの措置を遵守していないと認めるときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができることとされた。

さらに、この勧告を受けたと畜者、販売業者又は特定料理提供業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされた（法第１８条第１項から４項まで）。

また、この命令に違反した者は、３０万円以下の罰金に処することとされた（法第２３条第３号）。

第６　その他

1　報告及び検査

(1) 牛の管理者等

農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、牛の管理者、輸入者若しくは輸出者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該牛の管理者、輸入者若しくは輸出者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとされた（法第１９条第１項）。

(2) と畜者

農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、と畜者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該と畜者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉の一部を無償で集取させることができることとされた（法第１９条第２項）。

(3) 販売業者及び特定料理提供業者

農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、販売業者若しくは特定料理提供業者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該販売業者若しくは特定料理提供業者の事務所、事業場、店舗その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必

要な限度において特定牛肉若しくは特定料理を集取させることができることとされた。この場合の集取に当たっては、時価によってその対価を支払わなければならないこととされた（法第１９条第３項）。

(4) 牛肉の集取の考え方

法において、耳標の装着や特定牛肉の表示、関係帳簿の保存等の義務を担保するため、農林水産大臣が、職員をして、牛の管理者の畜舎やと畜場、販売業者の店舗等に立ち入り、書類その他の物件の検査を行わせるほか、と畜場や販売業者又は特定料理提供業者については、科学的な検査を行うため、そのサンプルとなる肉片を集取することができることとされた。

これは、とさつされた後、部分肉処理、販売の過程において、牛肉に表示された個体識別番号等と、その牛肉に対応する牛とが一致しているかどうかを確認するためには、保存義務を課している帳簿等の検査だけでなく、ＤＮＡ検査等の科学的な検査を行うことによって、その同一性の確認を行う必要があるためであり、具体的な検査方法は、以下のようなものが考えられる。

ア　牛肉流通の起点であると畜場において、とさつされた直後の枝肉から照合用のサンプルとして肉片を集取し、この個体に対応する個体識別番号とともに一定期間保管する。

イ　一方、川下の小売の販売業者等の店頭において、小売段階における検証用のサンプルとして特定牛肉又は特定料理を集取し、当該特定牛肉又は特定料理に表示されている個体識別番号（これに対応する荷口番号）とその番号等に対応するアの照合用サンプルの両者についてＤＮＡ分析を行い、その結果が同一のものであるかどうかを確認する。

このような特定牛肉等の集取については、相手方の同意を要せずに行われる。このため、販売業者又は特定料理提供業者における特定牛肉又は特定料理の集取については、検査に必要な肉片が必要最小量である数十グラムのものであっても、集取の対象は、販売の対象となる牛肉又はサービスの提供の対象となる料理そのものであり、集取の後はその経済的価値が失われる可能性があることから、当該牛肉又は料理が集取当時集取物の対価として当然受け取るべき価額である「時価」により、その対価を支払うこととされた。

一方、と畜場における特定牛肉の一部の集取については、枝肉の経済的価値を滅失・減少させないように数十グラム程度の肉片を集取することが技術的に容易であり、無償で行うことができることとされた。

(5) 地方農政局への委任

(1)から(3)までに規定する牛の管理者等、と畜者、販売業者等に対する農林水産大臣の立入検査等の権限は、地方農政局長に委任することとされた。ただし、農林水産大臣が自ら権限行使することを妨げないこととされた（法第１９条第６項、規則第２９条）。

2　独立行政法人家畜改良センターへの委任

農林水産大臣は、独立行政法人家畜改良センターに、法第二章（牛個体識別台帳）及び第三章（牛の出生等の届出及び耳標の管理）に規定する事務のうち以下に掲げ

る事務の全部又は一部を行わせることができることとされた（法第２０条、令第５条）。

ア　牛個体識別台帳の作成及び記録に関する事務

イ　牛個体識別台帳の記録の保存に関する事務

ウ　届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するために必要な措置に関する事務

エ　牛個体識別台帳に記録されている牛の管理者が当該牛に係る牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときに農林水産大臣に対して行う申出の受理に関する事務

オ　牛個体識別台帳に記録された事項の公表に関する事務

カ　牛の出生及び輸入、牛の譲渡し等及び譲受け等、牛のとさつ等の届出の受理に関する事務

キ　個体識別番号の決定及び通知に関する事務

アの「牛個体識別台帳の記録に関する事務」には当該記録の修正又は消去が含まれる。

３　関係行政機関等の協力

農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができることとされた（法第２１条）。

第７　経過措置等

１　既存牛に係る経過措置

この法律は、牛の出生後から各種の法的措置が生じるものであることから、基本的には法施行日後に出生した牛が対象となるが、ＢＳＥのまん延を防止するための措置の実施の基礎とするという法の趣旨にかんがみ、施行の際現に存する牛（以下「既存牛」という。）についても、以下の経過措置により、法の対象とすることとされた（法附則第２条）。

まず、既存牛については、施行日（平成１５年１２月１日）から起算して６月を経過する日（平成１６年５月３１日）（その日までに牛の管理者による既存牛の届出の受理を受けて農林水産大臣から個体識別番号の通知があったときは、その通知があった日）までの間は、牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置や譲渡し等、とさつ等の届出に関する規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、適用しないこととされた（法附則第２条第１項及び第３項）。

一方、既存牛の管理者は、施行日（平成１５年１２月１日）から起算して３月を経過する日（平成１６年２月２９日）までに、当該既存牛について次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととされ、当該届出を受理した農林水産大臣は、遅滞なく、当該届出をした既存牛の管理者に個体識別番号を通知するものとされた（法附則第２条第２項及び第３項、規則附則第２条）。

ア　雌雄の別

イ　管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ウ　飼養施設の所在地 なお、この届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法附則第５条）。 既存牛の管理者は、施行日から起算して３月を経過する日（平成１６年２月２９日）までに農林水産大臣に対して上記の事項の届出を行わなければならず、この間に届出を受理した農林水産大臣は、遅滞なく、当該既存牛の管理者に対し個体識別番号を通知することとなる。このため、通常は、施行日から起算して６月を経過する日以前に個体識別番号の通知が行われ、当該通知の日後は、当該既存牛の管理者について、耳標の装着、譲渡し等の届出等の義務が生じることとなる。 なお、既存牛については、牛個体識別台帳においては、母牛の個体識別番号並びに輸入者の氏名又は名称及び住所を除いて記録することとし、また、出生又は輸入の年月日に代えて既存牛に係る届出の年月日を記録し、管理の開始の年月日に代えて法施行の際の管理者である旨を記録し、飼養の開始の年月日に代えて法施行の際の飼養施設である旨を記録することとされた（法附則第２条第４項）。 また、既存牛が施行日から起算して６月を経過する日（平成１６年５月３１日）（その日までに個体識別番号の通知があったときは、その通知があった日）までの間に出産した牛については、出生時には母牛の個体識別番号が存在しない場合も存在しうることから、牛個体識別台帳に記録する事項及び出生時に届け出なければならない事項から母牛の個体識別番号を除くこととされた（法附則第３条）。 ２　特定牛肉の表示義務等の施行前にとさつされた牛に由来する特定牛肉に係る経過措置 特定牛肉に個体識別番号が表示されるのは特定牛肉の表示義務等の措置が施行される日（平成１６年１２月１日）以後であることから、それより前にとさつした牛から得られた特定牛肉については、特定牛肉の表示等に関する規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、適用しないこととされた（法附則第４条）。 ３　検討 政府は、法の施行後３年を経過した場合において、法の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされた（法附則第７条）。 ４　独立行政法人家畜改良センター法の一部改正 法の施行に伴い、独立行政法人家畜改良センター法（平成１１年法律第１８５号）の一部が改正され、独立行政法人家畜改良センターの業務として、法第２０条の規定に基づき農林水産大臣から委任される事務が加えられることとされた（法附則第８条）。		

（独立行政法人農畜産業振興機構　畜産業振興事業）

食肉流通合理化総合対策事業
食肉処理衛生管理向上等推進事業

国産牛肉トレーサビリティ導入手引書(総論編)

平成１５年１２月発行

社団法人　中央畜産会